

令和3年

南三陸町議会会議録

第1回定例会	3月2日	開	会
	3月22日	閉	会

南三陸町議会

令和3年3月10日（水曜日）

第1回南三陸町議会定例会会議録

（第6日目）

令和3年3月10日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

會計管理者	三浦 浩 君
總務課長	高橋 一清 君
企画課長	及川 明 君
企画課震災復興企画調整監	桑原 俊介 君
管財課長	阿部 彰 君
町民稅務課長	阿部 明広 君
保健福祉課長	菅原 義明 君
環境対策課長	佐藤 孝志 君
農林水産課長	千葉 啓 君
商工觀光課長	佐藤 宏明 君
建設課長	及川 幸弘 君
建設課技術參事 (漁港担当)	田中 剛 君
上下水道事業所長	佐藤 正文 君
歌津総合支所長	三浦 勝美 君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 和則 君
教育委員会部局	
教 育 長	齊藤 明 君
教育總務課長	阿部 俊光 君
生涯學習課長	大森 隆市 君
監査委員部局	
代表監査委員	芳賀 長恒 君
事務局長	男澤 知樹 君
選挙管理委員会部局	
書記長	高橋 一清 君
農業委員会部局	
事務局長	千葉 啓 君

事務局職員出席者

事務局長	男澤 知樹
------	-------

議事日程 第6号

令和3年3月10日（水曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第22号 南三陸町被災市街地復興土地区画整理事業基金条例を廃止する条例
制定について
- 第 3 議案第23号 工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第24号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第25号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第26号 工事請負変更契約の締結について
- 第 7 議案第27号 工事請負変更契約の締結について
- 第 8 議案第28号 工事請負変更契約の締結について
- 第 9 議案第29号 工事請負変更契約の締結について
- 第10 議案第30号 工事請負変更契約の締結について
- 第11 議案第31号 工事請負変更契約の締結について
- 第12 議案第32号 工事請負変更契約の締結について
- 第13 議案第33号 工事請負変更契約の締結について
- 第14 議案第34号 工事請負変更契約の締結について
- 第15 議案第35号 工事請負変更契約の締結について
- 第16 議案第36号 工事請負変更契約の締結について
- 第17 議案第37号 工事請負変更契約の締結について
- 第18 議案第38号 工事請負変更契約の締結について
- 第19 議案第39号 工事請負変更契約の締結について
- 第20 議案第40号 工事請負変更契約の締結について
- 第21 議案第41号 業務委託変更契約の締結について
- 第22 議案第42号 業務委託変更契約の締結について
- 第23 議案第43号 町道路線の認定について
- 第24 議案第44号 町道路線の認定について

第 2 5 議案第 4 5 号 町道路線の変更について

第 2 6 議案第 4 6 号 町道路線の変更について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 1 まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

本日6日目の定例会であります。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番後藤伸太郎君、6番佐藤正明君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 昨日の議案第17号の審議の中で、確認して報告することとして取り計らったベータコロナウイルス属のコロナウイルスについて、保健福祉課長の発言を求めます。
保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） おはようございます。

それでは昨日説明しかねました部分について御説明申し上げます。ベータコロナウイルスということについてお尋ねいただきました。このベータコロナウイルスにつきましては、ウイルス学上の分類というところまでございまして、このウイルス、鳥、人に感染するコロナウイルスの中でニドウイルス目コロナウイルス科オルソコロナウイルス亜科というものの中にアルファウイルス、ベータウイルス、ガンマウイルス、デルタウイルスというものに分かれていて、ここでやっとベータウイルスが出てまいります。このベータウイルスなんですけれども、まずもって人に感染するコロナウイルスというのが、このアルファとベータの中に合わせて7つあるそうございまして、アルファの中に2つ、ベータの中に5つあるそうです。

このベータの中の5つの中に今回の新型コロナウイルスが入るんですけれども、もともとウイルス学上の新型コロナウイルスの名前が、サーズコビッド2とされております。サーズコビッド1というのがいわゆる数年前に流行しましたサーズですね。これの第2号という、もともとそのサーズ自体が重症急性呼吸器症候群と日本語では申しますので、日本語的に言うところの今の新型コロナウイルスですね、重症急性呼吸器症候群を引き起こすコロナウイルス第2号と言えるのかなというものでございます。

なお後半に変異株が今出ていますと。これは入るんだろうかという御質問をいただきました、昨日入りますとお答えしたんですけれども、ここも再度確認いたしましたところ、変異株であってもサーズコビッド2に変わりはないというところのようですので、サーズコビッド2自体がこの法の中でそのように位置づけられたということなので、変異株も当然ながら適用を受けるということを保健所から確認させていただきました。以上でございます。（「分かりました」の声あり）

日程第2 議案第22号 南三陸町被災市街地復興土地区画整理事業基金条例を廃止する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第2、議案第22号南三陸町被災市街地復興土地区画整理事業基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第22号南三陸町被災市街地復興土地区画整理事業基金条例を廃止する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、被災市街地復興土地区画整理事業基金について廃止したいため、その関係条例を廃止するものであります。細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第22号南三陸町被災市街地復興土地区画整理事業基金条例を廃止する条例制定についての細部説明をさせていただきます。議案書32ページをお開きください。

提案の理由といたしましては、今年度をもちまして区画整理事業の整備工事が終わることから、当該基金を廃止したいということでございます。33ページにはこの条例についてはお認めいただいた後、3月31日から施行するというところでございます。

それと議案関係参考資料の28ページを御覧ください。

各年度の基金の年度末の残高推移を記載をさせていただいてございます。これは各年度の残高ということでございまして、今回の基金につきましては、土地区画整理事業に伴いまして各公共施設管理者がその用地補償等に係る費用を負担をすると。その負担をしていただいたお金を基金に積み立てて事業の財源として充当するというものでございます。総額を申し上げますと、約19億8,000万円の基金、負担金をいただいておりますというような内容でございま

す。

以上で細部説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 目的を達成しましたので、残高ゼロですので基金条例は廃止ということです。基金が廃止されるということは土地区画整理事業そのものが一定のめどというのか、しっかり終了して、志津川市街地含めその被災した低地部の整備が一定のめどがついたということだと思ふんですけれども、一方でその復興工事によって災害復旧事業、土地区画整理事業、防集も含め水道の事業も含め地域住民との間に土地を持っている方、またはもともとその整理事業には該当しない際に住んでいるような皆さんとの間に、そう多くはないと思ひますけれども、あつれきであつたりお互いの行き違いがあると耳にしたこともござひます。工事中その境界杭を巡るトラブルであるとか、擁壁を巡るトラブルであるとかというのがまだ残っていると思ひます。基金は廃止されますけれども、そういった地域住民の方々とこれからついの住みかとしてそこにずっと長くお住まいいただくわけですので、復興工事があつたせいで何か不利益を被るということがあつてはならないかなと思ひますので、そのあたりは今後も引き続き基金を廃止されても丁寧に対応していく必要があるのではないかなと思ひますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でござひますが、整備が終わつてもそういった諸問題を抱えておる部分もござひますので、その辺につきましては今議員おっしゃるとおり、真摯に対応させていただきたいと考えてござひます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） もし何か不都合があるのであれば、しっかりと謝罪をして、そして補償が必要であれば補償して、何かその工事に不手際があつたのであれば再発防止をしていくということが重要だと思ひます。そのためには問題意識というものをしっかり持つていただくということと、人が替わればその問題がなかつたかのようにまた話が通じなくなるということでは困りますので、後の次の人に人が替わつた場合にも、しっかり引継ぎをしていただくということも重要かと思ひます。建設課、それから水道事業所含め、そのあたり最後まで、なかなか平行線に終わるといふことも可能性としてはなくはないですけれども、しっかりと誠意を尽くして対応していつていただくと。丁寧に対応していつていただくと。これを続け

ていただくということが必要かと思えますけれども、そのあたりしっかり引き継いでいっていただけるかお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まさにおっしゃるとおりでございます。関係がなかなか解決しないというような場合につきましては、当然ながら引継ぎをいたしますし、こちらとしても懇切丁寧に一応の御説明等々して御理解をいただけるように努力をしてみたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。

この事業が終わりになるので基金を取り崩してゼロにするということなんですけれども、今災害が、地震、度々ありますけれども、この事業をした後これをゼロにしてしまうと基金がなくなるわけですけれども、次に地震などがあつた場合、現地にひび割れしたとか、この間はないと思えますけれども、そうしたときの対応ですね、基金がなくなった場合は単費でするのか、またどこまで補償があるのか、そしてまたこの道路、役場に上がってくる5本の道路がありますけれども、その5本の道路はそこで災害とかひび割れとかあつた場合、今後どのように対処していくのか、その辺を。この基金がなくなることによってどのように推移していくのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1つ最初にちょっと申し上げておきたいと思いますが、当該基金につきましては、土地区画整理事業に充当するというのが大前提でございます。ただいま御質問ありました中に、役場のほうに上がる5本の道路というお話がございましたが、一部別事業で執行している部分もございます。道路事業ですね、例えば連絡道路の避難道路というところについては、道路事業等で実施をしております。

あと今後この基金につきましては、残すべきものではなく、土地区画整理事業で必要だということで積立てをして、財源に充当するというところでございますので、これはゼロにする必要があるということでございますので、災害等、今後道路のひび割れ等、地震等で起きた場合については、災害の要件に該当するものについては災害復旧、あとはそれに該当しない小規模なものは町単費で復旧をするということになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第23号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第23号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第23号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和元年度普通河川桜葉川河川災害復旧工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第23号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。議案書34ページを御覧ください。

契約の目的、令和元年度普通河川桜葉川河川災害復旧工事でございます。

契約の方法、指名競争入札による契約。

契約の金額、1億1,000万円。

契約の相手方、株式会社遠藤組でございます。

議案関係参考資料29ページをお開きください。

こちらに工事の概要を記載をさせていただいてございます。

工事の場所でございます。入谷字押館地内。

工事の概要、河川災害復旧工事。施工延長294メートル、コンクリートブロック積1,050平米。コンクリートブロック張24平米、根固ブロック1トン型141個。

工事の期間でございますが、本契約締結の日から令和3年の3月26日までとさせていただいてございますが、繰越しをお認めいただいた後に、来年度にかけても施工するという予定としてございます。

続きまして、30ページには位置図を添付させていただいております。31ページには平面図、32ページには標準断面図、33ページには工事仮契約書を添付させていただいております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 6番佐藤です。台風からやっこのように工事が進むようになってきました。工事については即着工していただいて完了を目指してもらいたいと思いますが、この中で一部木橋があった場所なんですけど、平面図でいきますと31ページの平面図ですか、その中でナンバー2付近ですが、その辺の考えについては、今回は工事に入っていないんですが、今度どのように考えていくのか、取りあえずその辺を伺ってみたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当時の経緯をちょっと調べましたところ、木橋でちょっと構造がよく分からないということで、ちょっと災害復旧の対象にはお認めをいただけなかったという経緯があるというのでございますが、ちょっと今その災害復旧方法については具体的なものを大変申し訳ございませんが持ち合わせてございません。今後におきましてちょっと検討させていただきたいとは考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） これは当初からこの前後の道路は町道として恐らくなっていると思うんですが、そのとき恐らく道路台帳、4、5年前に作ったときに、この木橋も恐らく入れておかなければうまくなかったのかなと思うんですが、今になってこういう形では地域の方たち、大分心配しておりますので、その辺は考える必要があると思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今のところすみません、大変申し訳ございませんが、ちょっと具体的なものを持ち合わせてございませんので、今後におきまして検討させていただきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 台風からさっきも言ったんですが、1年4か月、この地域の方たちも苦勞とか不便が悪くて遠回りして田畑の耕作ですか、その辺をやっておりますので、その辺に

については早急に検討して、何らかの形で設置を考えてもらう必要があると思いますが、町長、いかがですか。早めの設置を考えていただくということ、検討中ということですので。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと私も具体的に確認をしてございませんので、ここはあとは担当課といろいろ相談しながらということになるかと思っておりますので、これまであった橋がなくなるということになると、地域の方々にも大分不便を感じていると思っておりますので、その辺含めてどのようにできるのかということについては、担当課と考えさせていただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 参考資料の着色部分についてちょっとお伺いいたします。一番右端のほうから着色になっていますから、この辺の具体の工事内容、実はあの辺まだ石垣が残っている分もあるので、その辺も全部この地図、図面で見ると着色になっているようなので、どのような考えでこうなったのか。あるいはあとは左側、左岸側なんですけれども、田んぼがあってこの河川工事を今度やるわけですけれども、その後の昔というか以前田んぼがあったんですが、土砂災害ということで流出、表面の田んぼとしての土が流出しております。これは田んぼとして復旧する場合に、そういうことで災害復旧の対象にはなるのかならないのか、復旧する場合には表土は全部個人で持ってくるのか、その辺の考えもお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 赤着色部分につきましては、災害査定においてお認めいただいた部分というところがございます。最初に御質問ありました31ページ右側の着色部分でございますが、引き出しで右端側からコンクリートブロック積43.5メートル、あとは根固工1トン141個と。その左側に行きますとコンクリートブロック60.5メートルということで復旧をさせていただくということになってございます。

それとあと2点目の御質問でございますが、今回のこの工事の災害復旧につきましては、公共施設の復旧を前提とする災害復旧ということでございますので、農地の表土等については今回の工事ではできないということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 根固ブロックというのは、例えば今あるあれは今後とも大丈夫だという認識で、根固ということはその足が洗われないようにそこにブロックを置くという認識でよろしいのか。あとあるいはこの下のほうのちょっと途切れてカーブのところ、あの辺今土砂

がトンパックというかあれをもって擁壁みたいに仮にやっているわけなんですけれども、あの辺はこれでいうとどうなんですか、擁壁を造るのか、私素人なものでその辺ちょっと具体的に御説明をお願いします。

今回はあとは田んぼなんですけれども、今回は災害復旧ということで、あと例えば建設課ではなくて農林水産課とかでこういう対応があるよと、今お示しできるのであればお示ししていただければ農家の方も安心できるのかなと思いますけれども、あわせてお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず1点目の御質問でございます。根固ブロックということで、まさに議員おっしゃるとおり、ここは河川の湾曲部ということで、流れが当たる部分ということで、その根足を洗掘される可能性があるということで根固ブロックを設置するということで、お認めをいただいている部分でございます。

それとこの赤と赤のちょっと若干何メートルかあれですが、数メートルぐらいちょっと空いている部分につきましては、大変申し訳ございません、ちょっと私も現地のほうをうろ覚えでして、ちょっと擁壁が残っておったかどうかここで明確な回答はできませんが、ただ今置いていますトンパックですか、トンパックにつきましてはあくまで仮設ということでございますので、当然ながら災害復旧をしてこの赤着色部分につきましては、災害復旧が終わりましたらば全て撤去するという予定でございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） おはようございます。

農地の表土の関係でございますけれども、町で単独で農家の方に補助している部分の補助金がございますけれども、指摘された場所に関しましては、当然建設課の工事が終わってからということになるかと思っておりますけれども、それに関しましては来年度の当初予算でも単独費は予算計上させていただいておりますので、そこで補助事業を使っただいて直すということになるかと思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。これカーブになっている部分、トンパックでこれはブロック、具体的に積んでいくのか、それとも擁壁工事を新たにやるのか、その辺の考えをお伺いします。もちろん工事は3月でできないからこれはどんどん繰越しすることができますけれども、以前のように用水路を含めて全て前よりよくなることはないんでしょう。現状復旧で

しょうから。大体でも以前のような感じでみんなが耕作するのに支障がないように持っていくと思うんです。

あと今回ちょっと真ん中辺で、以前は赤い着色ありますけれども、これはコンクリートブロックということでよろしいですか。以前は土のあれだったんですが、いち早く個人的に復旧していました。この辺のあれとあとは河床がちょっと低くなってきているのではないのかなと、全般的にね。河床。河床が高くなるのも大変なんですけれども、急激に低くなったのではないかなと、そんな印象を持っていますけれども、その辺の対応というのは今回、ある部分は河床部分も認められているようですけれども、何かそのほかにも若干あるような気がします。その辺の考え。

あとは先ほど同僚議員が話しました木橋なんですけれども、先ほどみたいな答弁ではなくて、現にあったんですからそれへの対応、本当に頭を使いながら早めの対応、対処をお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございますが、32ページの標準断面図を御覧いただきたいと思います。ちょっと赤とだぶっておりますので、なかなかちょっと見づらいかと思いますが、1対0.4という表記、コンクリートブロック積ということで、通常の河川とかあと道路ののりに使われているような積ブロックをするということでございますので、御理解をいただければと思います。

それとあと河床につきましては、ちょっと下がっているのではないかという御指摘でございますが、その辺はちょっと現地で確認をさせていただきたいと考えてございます。

それと3点目の橋梁でございますが、大変恐縮ではございますが、先ほど御答弁させていただきましたように、今後においてちょっと検討をさせていただきたいということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 河川の災害復旧に関しては、私も専門の分野ではないので分からないんですけれども、今回の河川の災害復旧、入谷地区だと思えますけれども、その辺で災害前の現状復旧が基本という形で復旧なんでしょうか。そして同等の災害が発生したときには、この今回災害復旧で造られた構造物というのは大丈夫なんでしょうか。その辺だけお聞きします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議員おっしゃるとおり、現状復旧が原則でございますので、例えばですがこの断面図にありますような、32ページにありますようなコンクリートブロック積であればコンクリートブロック積での復旧と。ただし例えばですが、昔の空石積とか練石積というようなものであった場合については、やはりちょっと現状に即さないということで、災害の中でお認めをいただく必要がございますが、通常ですとコンクリートブロック積ということになるかと思えます。

すみません、それと2点目の御質問、もう一度お聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の建築上の話で大体災害復旧は現状復旧という形だと思うんですけども、ただ現場において見た感じ、前のままの復旧では駄目なところは、それなりに策を講じて工事をすると話だと思います。その辺で分かりました。

あと今回この地区は、入谷横断線、1号線だと思うんですけども、その今後の工事との絡みというのは、今回は災害復旧であって、横断1号線の整備に当たって、その周辺の河川沿いが強固になるというような意味合いも今回は含まれているのでしょうか。その辺最後にお聞きします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議員おっしゃるとおり、今回の災害復旧で護岸施設が新しくなるということは、道路の保全にもつながるということで、安全性が強化されると認識はしてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ確認をお願いしたいと思います。32ページ、根固ブロックということで表示になってはいますが、こういった形で1トンタイプということですが、復興工事の壁に張ったように、ブロック自体そのまま置くのではなくて、連結になるような形なのかということが1点と、あともう1点は、災害があった直後の状況を見て自然の大きい石とかもいっぱい流される状況の中で、また同じようなことがあった場合、この根固タイプである程度耐え得るのかどうか、その点の確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 第1点目の質問でございますが、すみません、ちょっと連結するかどうかというのまで正確に承知はしてございませんが、河川のタイプですと連結しないのが通常でございますので、ちょっとすみません、今そこまで資料を手持ちでございませんので、

明確ではございませんが、連結はないものと考えてございますし、今回災害を受けて復旧をするということでございますので、当然ながらある一定の災害には耐え得る施設と。ただやはり構造物でございますので、どんな災害にも100%耐え得るものというのはございませんので、今回の災害程度であれば十分に機能を発揮して施設を保全できるものと解釈をしてございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では連結になっているかなっていないか分からないということで、復興のやつ場合は完全に何か太いワイヤー、鉄のやつがU字になっているやつで押さえられているような形だと思うんですから、そうすると新たなある程度大規模なまた川水が出ると、今度ばらばらに流される可能性はないのかどうか、その点の確認と、あと根固というそういう言葉から、私この横の部分の下の部分の歯茎の部分を守るものかと想定していたものですから、そういった使い方ということで分かりましたが、再度流されないかどうかの確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 災害査定でお認めいただいたということは、一定の災害には耐え得るものということでございまして、先ほども申し上げましたが、ただし100%どんな災害にも耐え得るものというのは構造物として存在をしてございませんので、その辺は御理解をいただければと思います。

それと今回この根固工ということでございますが、根固の第一の目的といたしますと、護岸を保護しておりますコンクリートブロック積の根足が洗われて、コンクリートブロックが崩壊しないというのが第一義でございまして、それとやはりどうしても水流が湾曲部でございまして、水流が強くと当たるということで、河床を守るという2点の役割を担っておるのでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この災害復旧工事であります。一生懸命やっていることは十分理解はするんですけども、もう少しこの手続等が早くならないものなんでしょうかね。これが目いっぱいなんですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 課員一同一丸となりまして、鋭意早期着手、早期完成に努めておるところでございますが、議員御承知のとおりなかなか不調、不落というのが続きまして、現

在に至るといような状況でございますので、なかなか受けていただく方が見つからなかったというところもでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 十分苦労していることは分かるんですけどもね。関係者は長く長く首も長くして待っていたことだと思うんです。この工事期間などを見ると、本契約の翌日から3月26日までと。これは繰越しはできるんでしょうけれども、何かもたもたという契約しないうちに工期が切れるような、何か起きるとこの工期、契約しないうちに工期が切れてしまうようなちょっと違和感を感じるような、そういう内容となっているので、本契約はいつになるんですか。そしてその大体完了はいつ頃を目指しているんですかね。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 契約につきましては、本日可決いただければ早々に本契約の締結に進みたいと考えてございます。それと完成の時期でございますが、一部特にこの31ページの右側部分、上流部分の、先ほど来根固ブロック等々というお話が出ている付近でございますが、このブロックの上部ですね、ブロックといいますか、今トンパックで仮押さえをしておるんですが、その上に用水路がございまして、これから耕作期に入ります。ですので、ちょっとその用水路を撤去しないと工事ができないということもございますのでこちらの上流側の部分につきましては、耕作が終わってからの施工にならざるを得ないということで、今現段階で想定される完成時期というのは、令和4年の2月を想定してございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第24号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第24号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第24号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度石浜ばなな漁港地域水産物供給基盤整備工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第24号の細部について御説明いたします。

契約の目的、令和2年度石浜・ばなな漁港地域水産物供給基盤整備工事。

契約の方法、制限付一般競争入札による契約。

契約金額、2億2,660万円。

契約の相手方、宮城県本吉郡南三陸町歌津字港175番地2、株式会社阿部伊組代表取締役阿部隆。

議案関係参考資料2冊のうち1、34ページを御覧ください。

工事場所は、南三陸町歌津石浜漁港及びばなな漁港内です。

工事概要は、石浜漁港において、平棚物揚場がしけの影響を受けやすいことから、消波ブロック135個を製作、並びに据付け、また直立消波護岸を改修するほか、ばなな漁港中山地区において、沖防波堤の上部工かさ上げ及び消波ブロック17個の製作及び据付けなどを行います。

入札は令和3年2月1日に行いました。入札参加者は記載の1社です。入札の執行状況等については、8から14に記載のとおりです。工期は本契約の翌日から令和3年3月31日までです。

37ページに仮契約書を添付しています。御確認願います。

35ページ及び36ページは工事平面図並びに標準断面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） このばななの部分について、沖防波堤、これ防波堤が傾いたことによる補強なのではないか。傾いてどうも起こすことができないということで、それで上からブロックを重ねるんだという、そのような応急処置するということで来たわけですが、この震

災当時から今現況の変化というのはあるんですかね。その傾きよう。それからこれ30トンプロックでないといけないんでしょうかね。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今回のかさ上げ工事の主たる目的は、実は震災後に設計基準の見直しが行われまして、原形では波浪に対応できないということが明らかになりましたので、今回上部工をかさ上げいたしまして、新しい設計基準に対応させようとするものでございます。それから消波ブロックにつきましては、議員御指摘のとおり、この港につきましては外洋に面しておりますので、かなり高い波高の波浪が押し寄せてまいります。したがってやはり30トンプロックでもって対応するという設計になっております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） このブロック17個で十分その消波の役目を果たすんですかね。まだまだあったほうがいいような気もするんですけれどもね。それからこの下の部分に増殖場ブロックも設置10個とあるんですが、これは震災以前に計画があったものなのか、それとも新たに設置するのか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 17個と申しますのは、今回特にこの部分につきまして沖防波堤断面図に記しておりますように、上部工かさ上げいたしますので、そのかさ上げた天端の高さに合わせるように17個を並べるということでございます。それから震災以前からこの増殖ブロックの計画があったかにつきましては、大変申し訳ありません。私承知しておりません。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） それではその増殖ブロックについてなんですけれども、そうするとこれ新たに計画されたものということになるんですね。震災前に増殖目的で沖防波堤のすぐ内側のほうにブロックを入れると。そこでアワビやウニを放流してそれで成長させていくというような目的があったんですよね。計画が。その計画はばななとそれから石浜にあったんですけれどもね。それは頓挫してしまったのかどうか、その辺確認したいと思いますが。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 震災前からそのような計画はあったという御指摘でございますが、石浜につきましても今回のこの工事の中で増殖ブロックを設置する計画になっております。参考資料35ページで青く着色しておりますブロックを、場所といたしま

してはこれちょっと分かりづらいんですが、平面図、位置図、四角く囲ってありますその下に消波ブロック設置ということで、要するに平棚地区の防波堤の先端付近と御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 養殖場のブロックでございますが、大変申し訳ございません。私もちょっとしかと承知はしてございませんが、新規ではなく従前あった計画が継続されているものと思われまして。ちょっとすみません、私もしかと承知しておりませんので、不確かな回答で大変申し訳ございませんが、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかにありますか。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 建設、漁港関係の整備ということで、なかなかこの辺も私は疎い部分なんですけど、今回入札に当たって1社が入札に参加したと。そして2億。そして海岸線の防潮堤、あと漁港工事。この工事というのは、町の業者でこの工事ができる、今回2億2,000万なんですけど、この工事ができる業者というのは1社しかないのか、その辺だけ確認します。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 工事規模から申し上げますと、該当する業者はほかにも複数社ございます。ただし、今回の工事につきましては、防波堤、海上に突き出した防波堤でありますとか、あるいは増殖ブロックを海底に沈めるということから、いわゆる海上作業を伴いますので、そういったいわゆる海上作業をすることができる業者ということになりますと、かなり絞られてこようかと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私は入札、落札会社、この辺はやっぱり地元の業者が当たるべきだと思っています。たとえある程度大きい事業でも地元の業者が関わるべきと私は常々思っています。そういった中で、今回の防潮堤、そして漁港、この辺に関してはその工事をするための設備、あと船とか沈めるとか、あとは消波ブロックを造るとか、この全てをある程度確保しているところではないと、金額的にやっぱりなかなか難しいのかなと思います。ですから、1社が取るのではなくて、ある程度地元の業者がJVを組んだりとか、そういった形でもって仕事をしていくのが私はベストだと思うんですが、まだ震災復旧道半ばで、多くのところが工事現場を持っています。そして台風19号の被害でまた多くの現場があります。そういった中で1業者が結構大変だと思うんですよ。1個だけではないので。だからその辺は工期が遅れるとか、そういった工事の進み具合、または自然災害、またどこか町内の災害が起こっ

た場所がプラスになっていくと、この工期も遅れていくのではないかなど。そういったときのために、ある程度JVを組めるような環境を町でも整えるべきだと思いますが、その辺の考えをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 共同企業体を構成して工事に当たるという場合は、やはりそれなりの会社の規模ですとか、それからいわゆる得意とする分野、そういったものを加味しながら共同企業体を構成していくことになろうかと思います。ただ、町が発注する場合におきましては、必ずしも1社単独でもってこの工事を受注してほしいとか、あるいは共同企業体も認めるとか、それらはいわゆる入札の参加条件としてその中に加味していくことになっております。一般的には工事のいわゆる規模、いわゆるその設計金額に応じて、町の中の業者、単体ではなかなか難しいと判断されるような場合は、総じて共同企業体の参加も認めるということにいたしておりますので、議員御指摘のような形で町としては発注に努めていると御理解いただければ結構でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今嬉しい答えが出てきましたが、やっぱり今後10年終わると全国的にも被災3県においては工事がなくなるというような状況の中で、建設会社がなかなか困窮していくというような現実もあります。そういった中でやっぱり地域の建設会社が手を組んで仕事を分け合う、そして自分に適した仕事を自分でやるけれども、ほかの業者でもできるのは仕事を分け合うような体制がこれからは南三陸町のまちづくりには求められるのかなど。そして建設会社がここで生き残る、ここで仕事ができる環境も考えながらこういった公共工事を進めるべきだと私は思います。ただ、今町の方向性として、そういった考えもあり得るといような形の答弁をいただきましたので、その辺を考慮していただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私のほうからは何点かお伺いします。

まずもってこの石浜漁港とばなな漁港のこの同僚議員も聞いておりました増殖場のブロック設置ということは、新しい試みなのかと私的には感じるわけですがけれども、何の増殖、藻場とかアワビ、先ほどアワビの稚貝のようなことも話されていましたがけれども、そういうものがこれが成功すればほかの地区にもいいのかなと思うわけで聞くわけですがけれども、それとそれからこの石浜漁港、長さが22メートル、そしてばななが11メートルほどと、石浜のほう

が倍長いんですけれども、この石浜とばななの金額ですね、この2億というのの配分、多分五分五分ではないと思うんですけれども、割合的にどのような金額の割合になるのか、それが2点目です。

それからこの石浜のほうも外洋、先ほどの答弁を聞いていますと30トン外洋だから波が荒いから30トンのブロックを使うということだったんですけれども、石浜も外洋でここも波がすごいところなんです。そうした場合この20トンのブロックで大丈夫なのか、流されたり動くことによってまた被害を被ることがあるのかないのか、その点お伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず増殖ブロックは、両漁港ともアワビを前提といたしております。

それから石浜漁港とばなな漁港の工事金額の割合ですが、石浜漁港のほうがおおよそ6割、それからばなな漁港が4割というような内訳になってまいります。

それからばなな漁港におきましては、消波ブロックが30トン、一方石浜漁港は20トンということですが、先ほど申しましたようにばなな漁港は外洋に面した防波堤の沖側に設置するものでありまして、石浜漁港の場合は参考資料35ページを御覧いただきますと、平面図、少々分かりづらくて申し訳ございません。黄色く着色している隣に青の線が4つ直角に、かぎ型に折れ曲がっておりますが、消波ブロックを設置する場所はこの青い4つの区画でございます。失礼しました、黄色の下の緑の区画でございます。実はこの緑の右手に四角く細長い区画がございますが、これがいわゆる平棚地区の沖場の防波堤がございます。したがって、実はこの20トンの消波ブロックを設置する場所というのは、外洋に面したところではなくて、いわゆる防波堤の内側、漁港内ということでございます。今回は20トンのブロックを設置するものでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ではちょっとこのグリーンのところといっても位置が分からないので、私的には平棚地区のこの右の図面の丸で囲まれているところだと分かりがいいんですけれども、これで言うと右下の箱で囲まれた白い線の中の上の水色の部分が防波堤の中だという、そう解釈してよろしいでしょうか。なかなかこのグリーンのところと言われても分からないんですけれども。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 御指摘の35ページの位置図で申し上げますと、

御指摘のとおり丸で囲ったいわゆる丸の下側といいますか、丸の下部分に6時の辺りに設置するというふうに御理解いただきたいと思います。御指摘のとおり四角い白抜きの長方形、丸にかかっております。その先端から直角に左方向に消波ブロックを設置するというごさいます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ここはものすごく外洋でいつものときはやられるところですので、何回も言うようですけれども、そのブロックが動いたりしないような、そういう頑丈なものにしてお金かけるんですから、地元民が安心して仕事ができる、そういう漁港にしていきたいと思います。

それからこの増殖場のブロックなんですけれども、アワビの稚貝ということで、やはりこれは当町にとってはこれが成功してアワビがこれに付いてくれば、非常に今後水産高も上がってくるので、メリットかなと思われまますので、この結果を待つてほかのところも使えるというようなそういう感がしますので、ぜひ今後のこの増殖、何年で付くのか1年で付くのか2年で付くのかわからないんですけれども、その辺の見通しまで担当のほうでは推移しているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 消波ブロックにつきましては、20トン内湾、防波堤内ということでございませす。これは当然ながら20トンという、ただ単に20トンぐらいがいいかなということで決めているわけではございませすで、ちゃんと波高等、波力等を計算の上20トンが適切ということで入れているということでございませすので、御理解をいただきたいと思ひます。

あと災害で流されたりしないのかということございませすが、先ほど別案件でもちょっとお話をさせていたいただきましたが、構造物でございませすので、どんな災害にも100%耐え得るものというのございませすので、その辺は御理解をいただきたいと思ひます。

それと養魚施設の畜養等につきましては、ハード部門ということで建設課で整備をいたしますが、その辺の畜養等については農林水産課長のほうから御答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 恐らくですけれども、この増殖ブロックというのは以前からあるか、計画されていたものが津波で流されたので、新たにつけると。新しいものをつけるということだと思ひております。そういった意味で、今後藻場の回復等も併せてここに例えば稚魚を町で買い上げてやりますので、そういったところの推移は見守っていければなどは考

えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時3分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

議案第24号の質疑を続行いたします。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、今回この増殖ブロックに消波効果があるのかないのか。

あともう1点はこの増殖場ブロックは、水深何メートルぐらいのところでの効果があるのか、もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 増殖ブロックは海底に沈めるものでございますので、消波効果は期待できません。

またその沈める水深という御質問でございますが、それは対象とする貝であるとか、魚であるとか、それによって異なります。

○議長（三浦清人君） 水深何メートルという、これ農林水産課長のほうが分かるのかな。（「多分」の声あり）どうぞ。

○農林水産課長（千葉 啓君） 当町のネイチャーセンターで藻場調査、確認している限りでは、3メートルぐらいでは一番効果があるということだと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 増殖場ブロックは、直接的には消波効果がないということで分かりました。あと水深何メートルぐらいからということでは、3メートルぐらいということで、大体分かったんですけれども、この増殖場ブロックは別名藻場のゆりかご、そういうふうにも呼ばれているようです。今回ばななに沈めるのは、先ほどの参事の説明ではアワビなどという、そういう説明がありましたけれども、アワビのほかに例えばカンズメというんですか、この辺立派な言葉で言うとカジメというんですが、あとアカモク、その他もよその海のほうではいろいろ期待できて進めているようですけれども、再度今回このブロックを入れる目的というか、そのところをか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 先ほども申しましたとおり、今回はアワビがそこでいわゆる巣くうといますか、育っていくことを期待して設置するものでございます。同様に藻場を形成して、魚等が集まってくるということも付随的な効果として期待できようかと思えます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 藻場の形成に効力を発揮するということで、当町ラムサールの関係もありますので、今後のばなな以外にも設置というか、そういう予定は組めるのか、組んでいるのか、その点確認させていただいて終わりとします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 現在のところは今回の設置のみということでございます。

○議長（三浦清人君） 今後のことについては農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 前にお話しさせていただきましたけれども、藻場ビジョンという計画がございますので、そこで今後の経過を見まして、費用対効果も考えながら今後の検討をしていくということになると思えます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第25号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第25号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第25号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度泊浜地区外1地区避難路等整備工事に係る工事請負契約の締結について、

南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第25号の細部について御説明します。

契約の目的、令和2年度泊浜地区外1地区避難路等整備工事。

契約の方法、制限付一般競争入札による契約。

契約金額、9,900万円。

契約の相手方、宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝61番地2、山庄建設株式会社代表取締役山内学治。

議案関係参考資料2冊のうち1の38ページを御覧ください。

工事場所は、南三陸町歌津泊浜地区及び伊里前地区です。

工事概要は、泊浜地区で避難路、伊里前地区で水産関係用地や避難路などを整備いたします。

入札は令和3年2月8日に行いました。入札参加者は記載の1社です。入札の執行状況等については、8から14に記載のとおりです。工期は本契約締結の翌日から令和3年3月31日までです。

41ページに仮契約書を添付しています。御確認願います。

39ページ及び40ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしく御説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。何点かお伺いいたします。

まずもって泊浜の避難路なんですけれども、この39ページの図面を見ますと、2号避難路43.3メートルとあります。ここの位置はお墓があったそばだと思われましてけれども、この19号台風でこのお墓の法が決壊して、崖崩れがあったところで、お墓の上が危険な状態になっていたところなので、それを地元の人たちとが町に相談に来たら、県の関係もあるので県と協議してみますというお話だったんですけれども、その後の県との話合いはどのようになっているのかお伺いします。それが1点です。

それから4号避難路ですね、48.1メートルとありますけれども、ここを県工事で防潮堤、

確か私のこの39ページの位置図を見ますと、4月からやる県工事の防潮堤があるんですけども、そことこれ、そのそばかなと思われますけれども、ここの防潮堤は道路が乗り越しになる予定でございます。その辺の絡みがどのようになっているのか、お伺いいたします。

それから次の40ページです。伊里前の1号避難路71.1メートル。ここ、前の漁協の冷蔵庫があった辺りかなと思われますけれども、この周辺の位置図をどこに上がったあとはどこに通じるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 私のほうから泊の共同墓地ということでのお話でありますので、御答弁をさせていただきます。県の漁港部といろいろとその共同墓地の法面が一部崩壊ということのお話をいただきまして、いろいろ御協議をさせていただきました。差し当たり海岸保全の関係で何とか工事を施工できないのかというお話をした経過もございますが、周辺にはどうしても家屋等がなく、なかなか効果が薄いということで、その面からの保全は難しいですが、離岸堤、波が当たる場所については沖合に離岸堤がございますので、そちらのほうに消波工の設置などを検討したいという意向を伺っている状態であります。もう少し時間をかけながら県とも調整してまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず泊浜の4号避難路につきましては、県施工の防潮堤の近くではございますが、直接は影響を受けない場所に計画をしております。

それから伊里前の1号避難路につきましては、高いところへ上がったあとどこへ行くかという御質問でございますが、この避難路につきましては、まずは津波災害等を想定していち早く漁港近くの高いところへ逃げる、そのための避難路ということでございますので、まずはこの図面にもございますように、高いところにある平場に避難していただくための道路であると御理解いただきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これは地元の人たちと十分コミュニケーションを図って設置されたものと思われますけれども、ここで了解したと解していいのでしょうか。1号避難路の関係です。あとは海で働いている人ですね。防潮堤ができてますけれども、なりわいをしている人たちが逃げるところというと、この1号避難路しかないんですけれども、この今国道から国道に仮設というか、国道からここに回ってくるこの今1号避難路、ここの昔の冷蔵庫などがあったところなんですけれども、あそこに回ってくる道路、今工事中ですけれども、ここまでその

道路が回ってこられるのかどうか、その辺もお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、まさに元冷蔵庫があった付近から上というのが今伊里前の1号避難路でございます。それと漁港に今現在も仮設的に何度か切り回し切り回ししながら漁港に来られるような道路を造ってございますが、今後県の河川防潮堤、あとは今水産漁港部で海岸の防潮堤をやってございます。それができた暁には防潮堤を乗り越える、乗り越し道路という形で伊里前の漁港に行けるということになります。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 地元の合意が得られているかという御指摘に対しましては、この計画につきましては、今から5年ほど前に地元へ一度御協議をさせていただいているというものでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると今避難道がここしかないんですけれども、伊里前の場合ですね。今国道45号線が切替えになっていますけれども、以前の切替えになる前に三嶋神社の脇を国道が通っていました。その道路から上がれる階段も今の状況だと見えないんですけれども、ここは利用させないというか、今後ですね。そういう解釈でよろしいでしょうか。避難道も何もないんですけれども。その防潮堤の絡みですね。その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません。御質問の意味がちょっと理解できておりません。もう少し具体的に御説明をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 三嶋神社の脇に国道、今仮設の国道で切り回し、三嶋神社の迂回路として回っていたところです。分かりますか。国道が今の国道になる前の国道です。三嶋神社から回っていく国道、その右側にここにみんな避難して当時助かった、この40ページの図面で言うと、この出っ張っているこの先、岬に災害時大分多くの方が避難して助かったところなんです。そこは合意形成をもらったとき、当時はここに避難したけれども、これにも上がりたくないという声があったのかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 7番、その三嶋神社に避難する際の道路はどうなっているのかという質問ですか。そのように言ってください。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今議員の御質問あったのは、旧歌津バイパスの部分かと思われます

が、県の防潮堤が三嶋神社にどんづけという形で設置をされます。この付近の方々につきましては、わざわざ旧歌津バイパスに上がるまでもなく、三嶋神社に上がっていただければ安全に避難ができるのかなと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私は泊地区の避難路について聞きたいと思います。4号避難路、これが大体長さが48メートルということなんですが、この起点、そして到達点があると思うんですけれども、この道路の起点の部分というのは津波浸水域という判断でよろしいのでしょうか。そして起点から到達点までの長さが45メートルということは、結局津波が来ないところまで終着点で上っていく避難路なのか、その辺だけ確認したいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 起点につきましては、まさに浸水したエリアでございます。避難先の高台につきましては、今回の浸水を免れております。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 構造といたしましては、いわゆる斜路ではございませんで、階段を計画しております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今回の大震災を経験して、この津波の恐ろしさというのは十分分かっていて、この泊地区に3か所の避難路整備、これは当然のことだと思います。結局歌津地区、泊、そして水産業をなりわいにしていますので、やっぱりこういった作業現場からいち早く逃げるための避難路、10年目になってやっと工事が始まるのかなと。遅いなという感じはしますが、この計画というのは当初からあったのか、そして最近になってこの避難路の必要性が地区住民から訴えられて整備となったのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） これらの工事はいわゆる漁業集落防災機能強化事業でもって整備しようとするものでございます。したがいまして今から6、7年前にこの事業ができて、それを活用してやろうということでございますので、当時計画されたものでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいです。

まず1点目なんですけれども、本来港地区と伊里前地区との工事なので、別々の工事の発注

ということもできたのではないかと思うんですけども、一緒になった入札のいきさつ等お聞かせいただければ。

あともう1点は、今回この工事の、もしお分かりでしたら内訳、泊浜の分は約218メートルの工事代金、そして伊里前のほうは用地と避難路合わせた金額と、あと標識、照明の分、その3点合わせて伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 泊地区、伊里前地区ともになかなか入札が成立いたしませんでした。いわゆる参加していただく業者の方がいらっしゃらなかったという経緯がございます。これら2つの工事を1つにして、当時はいわゆる担当する技術者が不足しているという情報ございましたので、1つにして発注したものでございます。

それからそれぞれの内訳ということですが、おおむね同額程度になってまいります。理由といたしましては、先ほども千葉議員の御質問にもございましたが、泊浜地区では避難路とございますが、これはいわゆる階段を計画するものが含まれております。したがって結構構造物ということで金額も張りますので、おおむね同じ額ぐらいというように御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 入札の関係で一緒になったということで分かりましたけれども、技術者の面も、以前も私お聞きしたように、ある程度の距離とか金額によっては掛け持ちもできたという、そういうことも町内業者さん、何か知らなかったような業者の方もいるみたいなので、そういった掛け持ちができるということ。そういったのもやっぱり行政側からそういったことを指導する、指導というか教えるというのはなじむのかなじまないのか分からないですけども、そういったところの周知というか、あれはできていたのかできていなかったのか、その点再度伺いたいと思います。

あと内訳なんですけれども、避難路だけではなくて、例えば泊浜地区の分の工事は幾ら、階段が入っても何が入ってもいいんですけども、その分が幾らで、あと伊里前のほうは照明と標識の分とその工事の分、別々にもしこの場で分かるのでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の工事兼務の話でございますが、これにつきましては、当然ながら建設業協会に周知をさせてございますので、改めて町から周知すべきものではないと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 詳細資料を持ち合わせておりませんので、必要とあれば今確認させていただきます。（「後で」の声あり）

○議長（三浦清人君） 後でよろしいですか。（「はい」の声あり）。ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 2号避難路について確認させていただきたいと思いますが、2号避難路、これ階段でしょうかね。階段だと思いますが、とすると防潮堤に取り付けた階段を上ってそれから階段の上を通ってその墓地に上がる計画なのか、それとも別個に海岸付近から上がる計画なのか、この位置図を見ると何かちょっとずれているような感じがするんだけどね。その辺どういう計画なのか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 防潮堤の管理用階段とは異なるものでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると、県が設置した防潮堤の上を通るのではなくて、新たに防潮堤から離れたところから階段を造るということですか。それでよろしいのね。分かりました。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第26号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第26号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第26号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和元年度町道蒲の沢2号線ほか1路線道路改良工事に係る工事請負変更契約の締

結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第26号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。議案書37ページでございます。

契約の目的、令和元年度町道蒲の沢2号線ほか1路線道路改良工事でございます。

契約金額、変更前1億4,465万円、変更後1億7,394万8,500円。2,929万8,500円の増でございます。

契約の相手方でございます。株式会社遠藤組でございます。

議案関係参考資料42ページを御覧いただきたいと思っております。

主な変更内容について記載をさせていただいてございます。一番大きいものは舗装工の表層工を追加ということで1,400万円、そのほか法面工ですね、設計あと実施において現状に合った吹きつけ厚を厚くしたということで400万円、それらを含めまして合計で2,900万円の増となっております。

続きまして43ページには位置図を、44ページには平面図と標準断面図を、あと45ページには工事変更仮契約書を添付をさせていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 参考資料の中の42ページです。その排水構造物工とあります。これが増額で300万ですか、増額になっています。1,500用蓋を増工となっています。これは距離が延びたために増になるのか、当初と違った理由ですね。そこをお伺ひいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 安全性を考慮して蓋を追加するものでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 安全性で蓋をつけることは分かるんですけども、当初からなかったのかということです。そこだけ安全性を増額する分だけ蓋を新たに造るわけでないと思うんですよね。当初からLがここだと1キロですか、1,051メートルですから、側溝工がありますけ

れども、最初から蓋を考えなかったのか、ここに来て蓋が必要だからということで増工するのかと、そこを聞きたいんです。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 全線ということではなくて、この1,500用の側溝について発注のほうから、当初発注になかったということで追加をするものでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ということは当初はそこまで見込まなかったけれども、ここに来て安全性を担保するために増工するんだという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） そのとおりでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第27号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第27号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第27号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成31年度町道上沢線外道路災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第27号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

契約の目的、平成31年度町道上沢線外道路災害復旧工事でございます。

契約の金額、変更前1億254万5,300円、変更後1億313万7,100円。59万1,800円の増額でございます。

契約の相手方。株式会社田名部組でございます。

議案関係参考資料46ページを御覧いただきたいと思えます。

こちらに変更の内容について記載をさせていただいてございます。変更の内容といたしましては、舗装工の追加ということで100平米ほど舗装工を追加してございます。

続きまして47ページをお開きいただきたいと思えます。平面図を添付させていただいてございます。丸囲みでちょっと小さくて見づらくて大変恐縮でございますが、この町道竹下橋の前後の橋の付け根、これは県で舗装をやっていただくことで調整をしてございましたが、ちょっとなかなか県でできないということで、町でやらざるを得ないということで増工をするものでございます。

48ページにつきましては工事変更仮契約書を添付をさせていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2点ほど確認させていただきます。

今回59万円の増額ということで、100平米で橋の付け根の部分ということなんですが、具体的に状況、実はこの図面から言うと竹下橋の下のほうの丸の部分に出っ張りというか、そういった部分があったんですけども、それが解消されるのかどうか、まず第1点。

あともう1点は、これ関連になるかどうかあれなんですけれども、この竹下橋の上のほうの別、今後の工事発注なんでしょうけれども、延びる先の道路について伺いたいんですが、この上の部分はどの辺りまで舗装になるのか、その点予定等お分かりでしたら伺いたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 出っ張りの部分というのがちょっとすみません、認識できないのでちょっとお答えはできないんですが、橋の付け根ということで河川沿いに条件護岸としまして河川堤防の上部につながる道路、それとあと竹下線の本線ということで、そのちょうど

専門用語で条件護岸と呼ばれるところでございますが、そこの橋の付け根の部分の舗装でございます。すみません、その出っ張りというのがちょっと今申し訳ございません、ちょっと認識できてございません。

それとあとこの先の舗装、どこまで延びるのかということでございますが、大変申し訳ございません、今ちょっと手元に資料がございませんので、明確なお答えはちょっとできないというところでございます。

○議長（三浦清人君）　ここで昼食のための暫時休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前11時56分　休憩

午後1時9分　再開

○議長（三浦清人君）　再開をいたします。

○議長（三浦清人君）　午前中の質疑において答弁保留があった件につきまして、建設課技術参事及び建設課長からそれぞれ答弁を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中　剛君）　今野議員の御質問にお答えいたします。

泊と伊里前の工事費の内訳でございますが、泊で約4,600万円、伊里前で約5,300万円でございます。泊は避難路3本、それから伊里前につきましては水産用地の舗装で約2,600万円、避難路で1,700万円、安全施設で約1,000万円でございます。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（及川幸弘君）　午前中の御質問でございます。

まず2点あったかと思えます。1点目のこの竹下橋の前後、舗装はどの辺まで延びるのかということでございますが、橋のたもとからこの議案参考資料47ページでいきますと、橋の上下約100メートルの区間について舗装を行います。

それと2点目の出っ張りというちょっと御質問でございましたが、出っ張りというのはいまして河川の管理用堤防と町道が併走して走っておりますと。その間に縁石といいますか、境界ブロックがあるということで、その認識でよろしいでしょうか。その件に関しましては、今県と協議をしております、年度内中にはちょっと曲がりやすいように一部その縁石を撤去していただくということで調整済みということでございます。

○議長（三浦清人君）　9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 内訳に関しては分かりました。その出っ張りに関しては、私もこれまで再三建設課からの気仙沼のあそこまで行って、でも話がさっぱり進まなかったのが、今回今の答弁ですと危ない部分というか、ほんのこれぐらいなんですけれども、そこをなくするというので分かりました。今回のこの舗装工事で、その部分が埋まるのかと思ったらそこでは全然別だということでもいいのかどうか、その確認だけさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 県で施工いたします工事の中で一部を撤去するというのでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。8番村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） 1つお聞きしたいんですけれども、実は原状復旧の中でこの道路が舗装されていくと思うんですけれども、例えば橋のこの山側のほうなんですけれども、以前舗装にされていた山を伝っていく道路があるんですけれども、その辺りの舗装についてはちょっとここ近くなんですけれども、そういう道路についての舗装は考えているんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 右岸左岸とございますが、右岸側の山沿いということになりますと、農道でございまして、舗装の予定はございません。それと左岸側、町道の上沢内線ですか、こちらのほうも一部途中まではちょっと舗装の予定はございますが、現在のところちょっと舗装の予定はございません。

○議長（三浦清人君） 村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） こちらの入ってすぐ右側の上沢のほうに入っていく道路なんですけれども、ずっと山際に舗装道路が入っておりまして、現在もいろいろな農業関係の方たちがいろいろ利用している道路なので、舗装してもらおうと大変ありがたいなと思っていたんですけれども、予定にはないということですね。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） もう一度確認をさせていただきます。398号線からの入りではなく、竹下橋のところということでしょうか。（「はい」の声あり）398号線からの入りということでしょうか。

○議長（三浦清人君） 村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） では私のちょっと説明が足りませんでした。橋の手前、渡る手前を右側にすぐ入っていきます。山のほうに向かって右側です。上沢前の。そして新しいネギの集荷

場というか、作業場があります。そして竹下橋のほうに上がっていくんですけども、そのところの山際のここにある竹下橋の手前のところの右側のほうに山側を伝っていく道路です。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 現在のところ残念ながらその舗装の予定はございません。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。（「なし」の声あり）なければこれをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第28号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第28号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第28号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和元年度志津川地区（その3）道路災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第28号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。議案書39ページでございます。

契約の目的、令和元年度志津川地区（その3）道路災害復旧工事でございます。

契約金額、変更前1億780万円、変更後1億1,246万2,900円。466万2,900円の増額でございます。

契約の相手方、株式会社丸正工業でございます。

議案関係参考資料49ページを御覧いただきたいと思えます。

こちらには今回の変更の概要を示させていただいております。構造物撤去工ということで、新たに約500万を追加ということでございます。この件に関しましては、当初ちょっと想定されていなかったアスファルト舗装、それとコンクリート構造物が出現したということで、撤去する必要があるということで変更するものでございます。

続きまして50ページには平面図、それと出現しました舗装盤等の状況写真を添付をさせていただいております。それと51ページには工事請負変更仮契約書を添付させていただいております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1つだけ。参考資料の51ページに仮契約書がありますけれども、工期が2週間ほどですか、だけ延びていますが、これ31日に終わるという判断でいいんでしょうか。そこだけ。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 工期をちょっと延ばさせていただいておりますが、こちらの工事につきましても繰越しをお認めいただいた後、来年度についても施工を継続するという予定でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） そうしますと見通しはいつ頃でしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 車道本線につきましては、3月末に供用をする予定でございます。

あとは歩道を含め周辺工事につきましては、県の防潮堤等々との工事との関連もございまして、6月の完成を見込んでございます。

○議長（三浦清人君） 2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 構造物が出てきたということなんですけれども、量的にはどれぐらいの量が出てきているのか、それと深さですね、何メートルぐらいの深さまでこの構造物が存在していたのか、お聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 第1点目の量的なものでございますが、コンクリートが約50立米ほど、それとアスファルト舗装が当初70立米ほど見越しておりましたが、130くらいほどちょっと増工と、増えたということでございます。深さの関係でございますが、図面といたしますか、50ページを御覧いただきますと、おおむねでございますが数十センチの深さのところから従前あった舗装等が出現してきたということでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） ただいまの説明によりますと、出てきたという表現でしたけれども、だってこの辺は津波後そういうのは構造物は撤去をずっとしていたはずなんです、何で今回これが出てきたのか。これは図面で見ると以前から道路の形状があったように見えますけれども、災害復旧、いろいろな工事の中で何で見落とされたのか、その辺のいきさつをお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） これは推測の域を出ませんが、当時当該地域につきましては、瓦礫とかちょっと置場に使われていたということもございまして、できる限り町としては撤去したはずではございますが、この地域については残念ながらちょっと取り切れていなかったというのが実情かと思えます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 当時非常時でいろいろなもの、瓦礫とか残土とかも積んだ経緯は重々分かりますけれども、何かちょっと当初からこの件について皆さんの感が拭いきれません。今終盤になってきてこんなこと言ったってしょうがない面もありましょうけれども、今後のいろいろな事業に今回のこれを生かして、今後はこういうことのないように、いろいろな災害等も発生するかと思うんですけれども、よろしく慎重な上にも慎重にいて、こういう貴重なお金なんですから、簡単に、これ出てくれば撤去するのは仕方ないにしても、それまでに経緯というのもしっかりと重要視して認識して当たっていただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回の案件に関しましては、ちょっと当初から当然ながら分かっていたら組み込んでおったということでございまして、一部アスファルト等については分かっていた部分もございましたので、数量等としては計上はしてございましたが、それ以上のものが出たということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ありませんか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第28号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第29号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第29号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第29号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度田浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第29号の細部について御説明します。

契約の目的、平成29年度田浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

契約金額、変更前23億2,831万3,900円、変更後28億7,551万4,400円。5億4,720万500円の増額です。

契約の相手方、宮城県本吉郡南三陸町歌津字港175番地2、株式会社阿部伊組代表取締役阿部隆。

議案関係参考資料2冊のうち2の3ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は南三陸町歌津田の浦漁港内、工期は令和3年3月26日です。

1ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6137号、防潮堤について。基礎杭の施工に際し、補助工法を追加することにより、4億7,300万円の増額、仮設水替工に土留め矢板を追加することにより、2,800万円の増額など。

査定番号6009号、中船揚場の舗装工を新たに追加することにより、3,100万円の増額。

査定番号6138号、田野川護岸の被災状況と付近の土地利用実態を勘案し、廃工とすることにより、3,400万円の減額など、以上合計5億4,700万円の増額です。

2ページは、工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（三浦清人君） 細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。7番及川幸子君。
- 7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いします。8日の現地調査で、まずびっくりしたことはこの漁港の護岸のかいと言ったらいいか、規模がすごいと言ったらいいか、どんな津波にも耐えられると言ったらいいのか、すごく頑丈なものでした。今防潮堤が終わらないところもやっておりますけれども、防潮堤を造ったから100%安全なんだではなくて、やはり高台にすぐ避難するということが大事でなかろうかと思ひます。そうした中から、山際に接続したすごい立派な防潮堤ですか、完成したらそれがフラップゲートになって水が行ったり来たりする、水位によってなるということをお伺いしましたけれども、初めから、当初からああいう設計だったのか、あのままの続きがありますけれども、あの幅でいくのか、途中ですね。今図面を見ても私は素人なので、その幅とか今の追加の予算では地盤が予定どおりでないから杭打ちするんだというような追加予算なんですけれども、当初からああいう設計だったのか、この設計が途中から変わったものなのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 2ページの工事平面図を御覧いただきながら、御説明申し上げます。この図面で赤く着色しておりますのが防潮堤本体工でございます。この図面からも分かりますように、赤の線の幅がそれほど広いものではございません。当地区におきましては、防潮堤の内陸側に道路が沿うように走っておりますので、防潮堤用地としてはあまり広く確保できないということから、現地でも御覧いただきましたように、コンクリートの壁を造る、いわゆる特殊堤タイプで当地区は当初から設計されておりました。なお、陸閘部分につきましては、従来横引きゲートが設置されていたかと思ひます。ということで、災害査定時には横引きゲートで設計いたしました、当議会でも御説明申しましたように、いわゆる開閉の作業に人の手を介さないということで、今回のフラップゲートに変更いたしました。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） フラップゲートはどこの漁港もそういう最新版のものを使うようになって

ていることは私も承知しております。いいことなんですけれども、あそこの地区は皆高台に行って、家がないです。守るものがないと言えば語弊があるかもしれませんが、そうした中で当時からだという今この設計はね、当時からだというお話を聞きますけれども、ではこれほどの漁港にも言えることなんですけれども、どの辺までの災害、津波を想定してのこの高さ、頑丈なものなのか、私が言いたいのは復興予算だからってすごくそういうハードなんだけれども、すごくお金がすぎ込まれているような漁港に見えたから質問するのであって、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今回の設計に用いております津波はいわゆるL1津波と言われるもので、数十年から約百数十年に一度起こり得ると想定される津波、高さ、約10メートル相当を前提に設計されております。先般の東日本大震災ではそれをはるかに上回る津波が各地で確認されております。したがって、それらについてはいわゆるL2津波と言われるものになってまいりますが、やはり事業予算との兼ね合いで今回は設計が宮城県内、あるいは岩手、福島ともにL1津波で設計されておるところでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 見た周り、現場の見た時点では、避難道というものが確認、口答では階段が付くということなんですけれども、それは山に登れるような階段だと思いますけれども、その先に平場というか、皆さんが逃げて行って平場があるのか、確かあの辺神社のほうに上がる道じゃないかなと思われまして、その辺確認をお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 同じく2ページの工事平面図を御覧いただきたいと思っております。図面左側に少し小さく黄色で着色したものがございます。これがいわゆる山へ駆け上がる避難路でございます。漁港からは防潮堤の管理用の階段がございますので、それを一旦利用していただいて、防潮堤天端まで上がっていただいた後に山をこの黄色の避難路で上がっていただくということです。避難路、当地区に限らず一時的な避難場所ということでございますので、平場、あるいは広場、こういったものがあるところまで誘導するように計画されております。もう1本は図面中央から右下にかけて、細長い黄色の線がございます。これは現道、細い山道がございますが、これを少し改良しながら避難していただくという、いわゆる斜路形式の避難路、この2本を当地区では計画しております。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。今回の増額なんですけれども、1ページの一番上、杭を何本打って4億7,000万の追加なのか、もしその本数が分かりましたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 詳細は手元に資料を持ち合わせておりませんので、お答えしかねますが、大体1断面につき2本ないし3本、上部構造、それから基礎地盤の深さ等によって変わってまいります。全体では1,000本を超えていたかと思います。本数が必要とあらばお時間いただきましたら調べてまいります。

○議長（三浦清人君） 後でよろしいですかね、これは（「はい」の声あり）本数ね。技術参事、では正確なところは後でね。ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 巨大な防潮堤と、そして巨額のお金を使って防潮堤整備をすると。そういった中でこの間、特別委員会で視察してきましたが、45号線から田の浦海岸まで行くまでの道路の両脇の建物は全部浸水域だったのももちろんなくなりました。そういった中で、圍場された土地、その今後が見えなくて、当初は水田にするのかなと思っていましたが、もう今残土が置かれているような状況で、何を守る防潮堤なのかということをおはいつも疑問に思っていて、南三陸町の復興計画は基本的になりわいの場を守るという形で防潮堤も整備、これに関しては今さら反発するつもりもありません。ただ地区民が防潮堤が必要だというような、そういった考えの下にこの田の浦地区、そして歌津の浜々の防潮堤というのは、やっぱり地域住民の要望の下にこれは整備されていると。なぜそれを聞くかということ、石巻地区や気仙沼地区では、うちのほうはそんな大きな防潮堤は要らないよという考えもあるので、これは住民の合意の下での整備なのか。その辺、あと水田利用。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今回の大災害を受けまして、津波被害を最小限にとどめようということから、高い防潮堤が計画されたのは事実でございます。ただし背後に現状、住宅の高台移転に伴いまして、背後に守るべきものがないではないかとおっしゃいますが、例えばそれは個人の財産でもある土地が、厳然として残っております。土地の利用につきましては、いわゆる住宅は建てられない、いわゆる危険区域に指定されておりますが、その他の利用は当然図られるべきものでございますので、そういったものを守っていくという使命もございますし、またやはり漁港、あるいは海で仕事をされている方々がいざという

ときにいち早く高いところへ避難していただく、そのための時間を稼ぐという意味でも防潮堤は必要なものと考えております。したがって基本的には国のそういった考え方を受けて、県から町へその計画、基本的な考え方が下ろされ、それを住民の皆様方に御提示し、御納得いただいた上で現在工事を進めているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も少し忘れていたところがありまして、やっぱり町民の財産を守るところに建設課技術参事の今の答えだったように思います。やっぱり国とか県とか町とかで整備しない限りは、そういった巨大な建物はできない、構造物はできないのかなという感じ、再度確認させてもらいました。あと先ほども質問したんですが、背後地の利用ということで、圃場された土地、この辺の今後どういった形で利用していくのか。個人の財産ということで今土地もありましたので、その活用方法、取りあえず圃場が1回されたのかなと思うんですよ。県のほうで。その後の農地、水田にするか畑にするか、その辺の活用方法というのは今現在あるのかなのか、その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 農地の圃場、圃場といいますか、復旧農地という形で、県のほうで整備をされております。全部が全部今農業を再開しているかというところではございませんけれども、徐々に耕作面積は増えてきているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今農林水産課長の、結局農地が増えているという感じなんですけれども、今10年たってなかなか農地の再生がされていない現実の中で、なかなか人もいなくなるし、もう農業できる世代もいないと、こういった問題の中で、やっぱり的確な整備手法というのがあると思うんですけれども、とにかく大震災での現状復旧という形の方向で今動いているような感じもするんですが、その辺その土地の所有者、その辺と検討を重ねて今後どうしたらいいか、今後ぜひやってほしいとか、そういったことも町のほうからお願いし、互いに新たな農地の活用の方向にできれば動いてもらいたいというのが私の気持ちです。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。ないですか。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第30号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第30号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第30号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度ばなな漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第30号の細部について御説明します。

契約の目的、平成29年度ばなな漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

契約金額、変更前28億2,713万700円、変更後31億3,161万8,400円。3億448万7,700円の増です。

契約の相手方は、宮城県本吉郡南三陸町歌津字港175番地2、株式会社阿部伊組代表取締役阿部隆。

議案関係参考資料2冊のうち2、6ページ仮契約書を御覧ください。

工事場所は南三陸町歌津ばなな漁港内。工期は同種の工事が一時期に集中し、陸閘ゲートや資材の調達に時間がかかり、工事を翌年度に繰り越すことを前提に、令和3年3月31日に延ばします。

4ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6139号、防潮堤について。名足地区で基礎杭の施工に際し、補助工法を追加することにより、5,300万円の増額。中山地区で排水構造物の追加により2,400万円の増額、馬場地区で被覆ブロックの数量変更により2,400万円の減額、名足地区で陸閘ゲートを1基追加することに係ります国との協議が整ったことにより、1億円の増額など、漁業集落防災機能強

化事業のうち、水産関係用地の整備計画の見直しに係る国との協議が整いましたことから、名足地区で1,900万円の増額、中山地区で500万円の減額、馬場地区で1,200万円の増額など、以上合計3億500万円の増額です。

5ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） このばなな漁港の馬場、中山地区において、集落道を使つての避難ということになるようですが、この辺は地域の要望なのか、こちらの計画なのか、大分この海岸近くにも高いところがあるようなんですが、とっさの場合に高いところに避難するほうが得策だと思うんですがね。この集落道を使つて避難するようになってくると、大分距離が出てくるのではないかなと心配するんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） この漁業集落整備事業につきましては、先ほども御説明申し上げましたように、今から5年あまり前に計画が立てられ、地元の皆様に一度その案を下ろして御了解いただいた経緯がございますので、そういう意味では地元の皆様の御同意いただいた計画であると考えております。

○議長（三浦清人君） 10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 地元の皆さんがそれでいいというのであれば、あまり心配する必要はないのかなと思いますが、大分高いところまで距離があるような感じを受けております。近くには高いところもあるようなんですがね。念には念を入れてそっちのほうが安全かなと、そう思ったような次第ですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 高い場所への避難ということは、やはり津波災害を想定しての上のことかと考えられますが、南三陸町におきましては、すべからく陸閘ゲート、いわゆるフラップゲート式、海面の上昇に伴つてゲートが立ち上がってくるというものでございますので、避難までには従来の横引きゲート、注意報、警報が出ればすぐに閉めるという構造ではございませんので、幾分か時間もございませぬ。できれば時間のある間に車ででも何でも結構でございますので、安全な場所へ避難していただくことを原則と考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第30号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第31号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第31号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第31号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度稲淵漁港海岸防潮堤設置等に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第31号の細部について御説明します。

契約の目的、平成29年度稲淵漁港海岸防潮堤設置等工事。

契約金額、変更前6億3,176万9,760円、変更後6億4,640万8,560円。1,463万8,800円の増額です。

契約の相手方は、宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝61番地2、山庄建設株式会社代表取締役山内学治。

議案関係参考資料2冊のうち2、9ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は南三陸町歌津稲淵漁港内、工期は令和3年3月30日です。

7ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

防潮堤について、現場の発生土を一時仮置きすることにより700万円の増額、防潮堤の管理

用階段の構造を変更することにより500万円の減額など、合計1,400万円の増額です。

8ページは、工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点だけお伺いいたします。この図面を見ると避難道がないみたいなんですけれども、この青いグリーンの部分の部分が道路になっています。この道路の付け根がちょうど山際のところだと思うんですけれども、あの山際に上れないのか、それとも県道に上がる計画なのか、その避難道をどのように使用させるのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 当地区におきましては、漁集、いわゆる漁業集落整備事業において、避難路の整備計画はございません。ただいま議員御指摘のとおり、陸間ゲートを介して県道にいち早く避難していただくという計画でございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） あともう1点、県道にも避難ができますし、近くに町道館稲淵線、すぐ高台に通じる道路もございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。7ページの主な変更内容について伺いたいと思います。今回プラマイで1,400万なんですけれども、その内容の一番下、その他で1,000万と出ているんですけれども、これはちなみに200万円以下の工事がいっぱいあったのか、それとも何か載せるのにはいろいろ理由があったのか、主なこのその他、お聞かせいただければ幸いです。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） このその他につきましては、いろいろと項目が多岐に渡っております。現場工事の終盤に入ってきておりまして、いわゆる現地合せ、あるいは現場精査による数量変更、こういったものが先ほど申しました多岐に渡っておりますので、それらを集めますと1,000万円近くになるということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 多岐に渡るといふこと、よく言われる整理何とかみたいな形の追加なのかどうか、例えばでいいんですけれども、2、3点でもその内容を伺わせていただければと

思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） ただいま申しましたように、やはり設計、図面上と現地では若干数量が変動することもございます。したがって例えば防潮堤のいわゆるコンクリートボリュームの違いであったり、それからそれに伴います型枠面積の違いであったり、排水構造物の延長が若干増えたり減ったりすると、こういったものでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい、分かりました」の声あり）12番菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 1点だけ。単純な疑問であります。発生土の一時仮置きによる増とあります。発生土は多分想定されていたんでしょけれども、700万の増額ということは、想定するよりそういう土量が多かったのか、どういう理由なのか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 発生土と申しますのは、これは前回、もしくは前々回だったかと思いますが、当地区で漁港内のしゅんせつを行っております。その土を利用するといったものでございまして、当初はそのまま陸揚げしたものを現地で置いておく予定でございましたが、いわゆる現場の作業工程の関係で、一時現場外に搬出する必要が生じましたことから、その運搬の費用が追加になったものでございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） しゅんせつ土を利用する計画だった、その計画どおり行かなくて搬出をしなければ行けなかった。その辺の理由まで述べていただければ1回で終わったんですけども、その辺説明するときはそういうふうに来てきたほうが時間的にもいいかなと思います。理由の説明をお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 特に隠し立てをする必要はございませんので、議員御指摘のとおりもう少し丁寧に分かりやすい説明を今後心がけてまいります。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） すみません、だからその説明を、説明。皆は分かっているか、私はその内容をよく分からないんですよ。説明、隠し立てするとかそういうことではなくて、だってこれを利用すると思っていたのが、理由。（「なぜできなかったか」の声あり）理由あるでしょう。搬出しなければならなかった理由。それをそのまま利用しようとしたんだけど、それができなかった、そのためにそへ運搬して仮置き場で700万かかったでしょう。だった

らすぐ利用できなかった、だって当初からある程度のこれは予想していたでしょう。それで賄いきれなくてこういうふうにならざるを得たんだよということですから、だからその理由は何でしょうかと、単純な疑問ですのでよろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 先ほど御説明しましたとおり、いわゆる作業工程で、要するに海上から陸上に置いてそのままその場所で使うことができると考えておったんですが、作業工程上そこが使えなくなった時期がございまして、一時的に搬出したということがございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） だから何で作業工程だって、作業工程いろいろ組んでいるでしょう。これしゅんせつしたのをここに置いて、これだけのことをやって、そのできなくなった、何でできなくなったんですかということを書いてもらえば、くどいようですけども、1回で終わったんですけども。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） いわゆる防潮堤本体を施工する際に、その場所を作業ヤードとして使っておったということがございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1点だけお聞かせください。海水取水管というのが2か所今回整備されたという形の説明がありましたが、これは漁港で海水を取り入れて作業するための取水口という意味なのか、こういった形で活用されるのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） いわゆる水産物、海産物の加工等で海水をお使いになられる方々がいらっしゃいます。その方々からあらかじめ御要望を伺っておりまして、そのための海水取水の管を設置するというものでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 最初の設計の時に、この取水管の整備というのは入っていないくて、今回2か所入ってきたというのは、このわけは何でしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 当初はそのようなものを必要かどうかというのを判断しかねておりましたので、どの漁港においても一律に計上はしておりません。その後、

昨年、一昨年に改めて全地区の皆様を対象に御要望をお伺いして、設計の中に入れているということでございます。時期によっては港によって計上する時期が若干異なっております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 漁港市場では海水を使って作業をするということがあるので、今回こういった追加の形で出たというのは、ちょっとその辺、判断の甘さがあったのかなと思います。どこの市場、漁港を見てもやっぱり海水を利用しての作業というのは必ず必須だと思いますので、今回こんなぎりぎりいっぱいになってからこういった2か所の整備ということで上げてきたのには、やっぱり計画が甘かったと私は思います。取りあえずそういった形を多くの防潮堤、そして漁港の整備があります、そういった中でやっぱり足りない部分というのはこういった形で出てくるのが今後ないような形で、町にはお願いしたいと思います。また改めて補正で幾ら増えるというのは、やっぱりもう許されないのかなと私は思いますので、今回取水口がなかったということで2か所設置というような内容でしたので、その辺分かりました。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 稲淵漁港におきましては、前回変更、設計変更契約を結びましたのがもう今から1年以上前でございます。今回この工事につきましても今後繰越しの御承認をいただこうと考えておるところでございます。繰り越す額等を確定していく必要もございまして、この時期に変更設計、変更契約を結ぶということでございまして、取水管の計画自体は先ほども申しましたように今から約1年半以上前に地元の方々からの御要望を受けて具体化しておるところでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。よろしいですか。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第32号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第32号工事請負変更契約の締結についてを議題といたし

ます。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第32号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度館浜漁港海岸防潮堤設置等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第32号の細部について御説明します。

契約の目的、平成29年度館浜漁港海岸防潮堤設置等工事。

契約金額、変更前5億6,733万4,620円、変更後5億7,465万1,820円。731万7,200円の増額です。

契約の相手方は、宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝61番地2、山庄建設株式会社代表取締役山内学治。

議案関係参考資料2冊のうち2の12ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は南三陸町歌津館浜漁港内、工期は同種の工事が一時期に集中し、陸閘ゲートや資材の調達に時間がかかり、工事を翌年度に繰り越すことを前提とし、令和3年3月31日に延ばします。

10ページに主な変更内容、変更額等を記しています。漁業集落防災機能強化事業の避難路について、階段の構造仕様を変更することにより800万円の増額など、合計800万円の増額です。

11ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしく御説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ここは6回目の変更になっています。大分、県道の泊崎館線がずっと何年も通行止めになっていますけれども、それだけ工事、6回目の工事ですから変更、変更と来たわけですね。ただいま参事の説明ですと、800万階段工の仕様変更による増ということな

んですけども、せめてこの800万がここがほとんどなので、せめてこの変更内容、丁寧に御説明していただきたかったので、もう一度ここ、どのような800万かけて避難道が設置になるのか、ここをお願いいたします。御説明をお願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） もともと避難路、階段工で設計、施工の予定でございました。ただし現地でコンクリート構造の階段を計画しておりましたが、いわゆる施工のしやすさ、あるいは短期間で工事を終えるために、いわゆる樹脂製の工場製作の階段に変更するものでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 現場のコンクリートから樹脂製品にということなんですけれども、それがコンクリートよりも800万もかかる工事なのか、我々素人からするとコンクリートのほうがかかって、こっちのほうが安いのかなと素人判断ですよ。そう思うんですけれども、800万をかけてコンクリートよりも頑丈なものなのか、逆に不安が出るんですけれども、その辺は大丈夫なんでしょうか。次の11ページのこの位置図を見てどこにどのようなということもあわせて御説明願います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 工場製作の樹脂製階段のほうが現場打ちのコンクリートよりも高額であるという結果でございます。場所につきましては、11ページ、黄色で着色しております避難路と記しております、この位置でコンクリート製の階段から樹脂製の階段に替えるものでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第32号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。再開は2時30分といたします。

午後2時9分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

議案に入る前に、先ほど29号の質疑において答弁保留があった件につきまして、建設課技術参事の答弁を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 今野議員の御質問、田の浦漁港での杭の本数でございますが、私の記憶違いでございました。全体で334本でございます。この334本全てについて補助工法を適用してまいります。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。

午後2時31分 休憩

午後2時33分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

日程第13 議案第33号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第33号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第33号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度寄木漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第33号の細部について御説明します。

契約の目的、平成29年度寄木漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

契約金額、変更前8億5,145万5,800円、変更後8億2,145万2,320円。3,000万3,480円の減額です。

契約の相手方は、宮城県本吉郡南三陸町歌津字皿貝61番地2、山庄建設株式会社代表取締役

山内学治。

議案関係参考資料2冊のうち2の15ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は南三陸町歌津寄木漁港内、工期は同種の工事が一時期に集中し、陸閘ゲートや資材の調達に時間がかかり、工事を翌年度に繰り越すことを前提に、令和3年3月31日に延ばします。

13ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6141号、防潮堤について。盛土材を購入土から流用土に変更することにより4,700万円の減額など。漁業集落防災機能強化事業のうち水産関係用地について、排水溝を追加することにより200万円の増額など、以上合計3,000万円の減額です。

14ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 工期は3月19日になっております。間近になってきておりますけれども、3月31日ですね。なっております。間近なんですけれども、この13ページ、減額4,700万、盛土材を購入土から流用土に変更するというで4,700万の減額で、減額になったからいいんですけれども、この盛土材、当初の予算では購入土になっております。この今回は流用土にする、どこから流用するのか、当初の計画は購入土になっておりますけれども、その辺の変更になった理由ですね、それをお伺いします。

それからこの町単の部分が出てきております。既存防潮堤、Lの44メートル、これが200万。臨港道路500万、仮設排水溝の追加による増、町道寄木線85.2メートル、これが1,900万新規追加による増になっております。これは何で復旧事業に該当しなかったのか、町単で出てきていますけれども、その要因は何だったのか、その辺ですね。

それから水門陸閘が1基ずつ2基ありますけれども、それが1,100万の減額になっております。理由としては設計精査による減とありますけれども、このほかの地区のほうはこういうことがなかったんですけれども、これはどういった理由で減額になったのか、その3点お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まず盛土材の変更でございますが、これは各漁港とも当初は購入土で一律積算をいたしております。その理由は実際高台造成等で発生しま

した土を防潮堤の工事で使うという前提を南三陸町では基本方針として持っておりましたが、実際に使えるかどうかというのはその土を検査してみないと分からないことでありましたので、当初設計においては一律購入土で積算したものでございます。

それからいわゆる町単独事業でございますが、これは議員御指摘のとおり、いわゆる災害復旧では認められなかった部分を町単独事業で手当するものでございます。なお町道寄木線につきましては、14ページの工事平面図を御覧いただきますと、緑で着色した部分のうち、上半分ほどが今回の町道寄木線の追加でございますが、これはその右手の川を越える部分の構造が若干計画よりも高くなりました関係上、この町道寄木線をいわゆるそれに取り付けるための縦断修正を行う必要が生じたための工事でございます。

それから水門陸閘、その他の部分については、その他の漁港においては設計精査がなかったということでございますが、ここについては議員御指摘のとおり違和感をお持ちかもしれませんが、必要に応じて設計を見直した結果、このように減額になったというもので御理解いただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1つ目の防潮堤についての流用土なんですけれども、当初は購入土ということで、ではこの流用土をどこから運んでいるのか、この間現地を回ってみたときは、かなり松原のところに流用土になるような土が置いてあったんですけれども、これはどこから運んで減額になるのか、それとまたかなりの流用土が残るみたいなんですけれどもね。

それとこの町単の部分ですね、復旧事業に該当ならなかった、その要因、理由は何だったのか。それをもう一度お伺いします。この設計精査によることは分かりました。その辺もう一度お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 当寄木漁港のいわゆる土砂をどこから搬入したかということについては、ちょっと私も詳細を把握しかねております。ただ言えますことは、各漁港で用います土砂は、その最も近くに仮置きされている発生土を使用して、それが尽きればその次、またその次というふうに順々に遠くなっていくということでございます。

それから災害復旧工事として採択されなかった理由でございますが、やはり破損の状況とか、それから町道寄木線につきましては、先ほども申しましたように、寄木線自体は特に被害を受けていなかったんですが、今回の災害復旧工事で河川を横断する箇所は道路面の高さが当初計画していたものよりも高くなったという理由で、高さを合わせるために町道寄木線

の縦断修正を施すということでございますので、これは残念ながら災害復旧事業の対象外ということになります。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 流用土の持って行き先でございますが、すみません、ちょっと不確かな記憶で大変恐縮ではございますが、菰浜漁港に置いてあった防集団地から発生した土砂だったと記憶してございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） その流用土がこれに使われるということは、それ相応のいい土だから使ったと思うんですけども、おととい現地調査したとき、これは町でなく県工事だったんですけども、あそこにあった土が使われなくて別のところから買うんだというような説明を受けたんですけども、そのように質も対象になると思うんですけども、大分今残って残土があります。その残っているのはそのほかにもあるのか、今後ですね、もう工事が終わって終わりつつありますけれども、田の浦とかそういうところは、名足とかこれからですけども、その残っている残土を今後使用できるのか、その辺、できるだけあるものを使えばコストが安くなるので、そういう方法にシフトしていくのもいいのかなと思うから言うのであって、それからこの町単の部分ですけども、寄木道路はもう被害に遭ったと私は記憶しております。あの道路、大分傷んでこの災害復旧でなれるような状況ではなかったかと思われまますけれども、その辺もう一度なぜ町単でというような思いがするので、なるべく復旧事業でできなかったのかなという思いがするので、もう一度確認しますのでお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 昨日の東日本大震災特別委員会におきまして、県の防潮堤で流用土を使用したということでございますが、現地視察の後の委員会におきまして御説明をさせていただきましたとおり、議員おっしゃるとおり、土の質もでございます。それとあとそのタイミングですね、必要とする場所から適時運べるかというのが1つ。それと運搬先によっては購入の方が安いという場合もございますので、県の防潮堤につきましては、それらを勘案した上でベストなものを選んで結果として流用土ということだと思っております。

それとあと町道寄木線の関係でございますが、町道寄木線の脇には寄木川がございます。寄木川の一部については災害復旧等でお認めいただいている部分もございます。ということは、やはり町道寄木線につきましては、災害復旧の対象にならなかったと。今回防潮堤の整備に合わせて修正する必要があるということで、やむを得ず単費ということと考えてございます

ので、御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「もう1つ、流用土の関係。今後使うのか」の声あり）流用土
というかほかの残土のことを言っているんでしょう。ほかの残土。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） どの漁港の防潮堤工事もおおむね終盤に移って
まいりまして、約半数の箇所が年度内に完成するというので、今後そういった発生土を使
用していく漁港の数も限られてはおりますが、一応使えるところは使っていくという前提で、
現在進めております。ただしそれでもやはり幾らかは残る見込みでございます。

○議長（三浦清人君） 4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点か聞きたいと思います。

14ページの地図なんですけど、これを見ると寄木浜に関しては、2か所の多分防潮堤、巨大
なものができるということで、前者も話していましたが、寄木道に関しては、防潮堤の整備
というのは海側ですね、その辺はしないで現状のままで利用して、津波対策というのは万全
なのでしょうか。これを見ると防潮堤がこの海岸線の部分は前のままだと思うんですが、そ
の辺の確認です。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） この防潮堤と防潮堤の間の海岸沿いの道路をお示しなのかと思いま
すが、ここは現地を御確認いただきますと、かなりの高さがございます。ある意味ちょっと
防潮堤ではございませんが、今回の大震災におきましても波を受けまして一部浸食はされま
したけど、それほど思ったほど大きな被害は受けていないということもございまして、なおか
つここにまた防潮堤を造るということになりますと、道路の問題であったり、山を大きく切
るか、もしくは海にせり出さなければいけないというような状況もございまして、災害査
定の段階で費用対効果という意味合いかと思いますが、今の現在の配置の位置に防潮堤とい
うことで国のほうからお認めをいただいたものと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この今現在、この間まで震災前まであった高さの海拔というのは今分か
るんでしたらば、その辺海拔を教えてください。建設課長の話ですと大丈夫だと。あと査定
の中でも取りあえず原形のままでもいいだろうという判断ですが、これは地域民の、ここにな
りわいを確保している地域民、漁民の考えというのは、そこには考慮されているのか、その
辺。ちょっと前も何回もこの寄木浜は私も通っていたところなんですけど、両脇が高くなって

取りあえず高い部分までは津波が来ないだろうという部分なんです、真ん中に関してはこの防潮堤を造らないままで、原形のままで津波防災として大丈夫だというような判断で今回防潮堤がこの整備は、山に近いしあとすぐ海だということで、なかなか整備ができなかったというような課長の今の説明の判断だと思いますが、今回あらゆる面で今後の大震災、そして津波の再度の発生を考え、強靱化の国づくりということで、防潮堤を南三陸町でも至る所で整備していますが、ここに関しては一番聞きたいのは、住民の同意を得てこのままでいいということか。あと今の部分で後ろのほうに前、自宅と工場があったと思うんですけども、この状況というのはちょっと私しばらく行っていないので、この状況というのは今どうなっているのか、その辺教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今整備をしておりますし、これ当然ながら工事に入る前に住民説明会等開催をさせていただきまして、その上で工事に着手しているということでございますので、地域の方々からは御理解をいただけているものと考えてございます。

それとあと今2点目ですか、工場があったんだけどというお話でしたが、今一部再開をされているところもあるようでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長、海拔。分かっていたらば、教えてください。海拔は防潮堤の高さからしたらば、防潮堤の高さ、それを考えると5メートルか6メートルぐらいなのかなと判断します。そしてあそこで事業が始まっていたと言いますが、今回の津波、L2ではあそこまで多分来て、1軒の業者はやっぱりあそこで仕事を諦めたのかなというような感じで私は思っていました、今1軒がやっていると。確か2社があそこでやっていたような気がするんですが、1社が事業を再開していると。そういった先ほどの答えでいいんでしょうか。取りあえず海拔と、海拔ですね。その辺何メートルあるのか教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 真ん中付近のその前が海、町道、あとは崖という部分の高台ということでよろしかったかと思うんですが、すみません、正確な海拔はちょっと今承知してございませんが、今時津波におきまして、上の一部がちょっと冠水したやにちょっと記憶はしてございます。ただ上が結構平場といいますか、ちょっと平らな部分がございます、そこまでは津波が行っていなかったやに記憶はしてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第34号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第14、議案第34号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第34号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度荒砥漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第34号の細部について御説明します。

契約の目的、平成29年度荒砥漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

契約金額、変更前16億2,492万700円、変更後16億1,285万7,000円。1,206万3,700円の減額です。

契約の相手方は、太田組・遠藤組特定建設工事共同企業体。代表構成員宮城県登米市迫町佐沼字南佐沼1丁目3番地12、株式会社太田組代表取締役太田陽平。構成員宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保168番地、株式会社遠藤組代表取締役遠藤善和。

議案関係参考資料2冊のうち2、18ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は南三陸町志津川荒砥漁港内、工期は令和3年3月30日です。

16ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6145号、防潮堤について、裏込め石の数量変更により700万円の減額など、町道の

補償工事について、排水経路を見直すことにより300万円の減額など、漁業集落防災機能強化事業のうち安全施設について、標識や照明灯の設置に際し、舗装工の復旧数量変更により100万円の減額など、以上合計1,200万円の減額です。

17ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）
質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第34号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第35号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第15、議案第35号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第35号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度折立漁港海岸防潮堤左岸災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第35号の細部について御説明します。

契約の目的、平成29年度折立漁港海岸防潮堤左岸災害復旧等工事。

契約金額、変更前36億7,354万6,400円、変更後37億7,297万9,800円。9,943万3,400円の増額です。

契約の相手方は、只野組・丸正工業特定建設工事共同企業体。代表構成員宮城県登米市豊里

町新田町193番地の4、株式会社只野組代表取締役只野佳旦。構成員宮城県本吉郡南三陸町戸倉字町71番地、株式会社丸正工業、代表取締役佐藤えみ子。

議案関係参考資料2冊のうち2、21ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は、南三陸町戸倉折立漁港内、工期は令和3年3月26日です。

19ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6150号。防潮堤について、地盤改良工法の施工範囲を変更することにより2,200万円の増額など、水路の補償工事について、海水取水設備を追加することにより2,100万円の増額、新規に整備いたします防潮堤について、被覆ブロックや基礎捨て石の数量変更により1,900万円の増額など、以上合計9,900万円の増額です。

20ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、今回この19ページでコンクリート舗装の数量変更による減ということなんですけれども、当初の予定から減になった理由というか、どういった理由なのか、漁民の方たちが要らないと言ったのか、それとも新たな方法で減ったのか、その点1点伺いたいのと、あともう1点、同じく19ページの前後しますけれども、補償費、水路の中で海水を取り入れる設備の追加という、そういう増額の部分があるんですけれども、取り入れる分、排水する分もあると思うんですが、そこでちょっと関連になると思うんですけれども、その排水の水質というんですか、そういった検査は行われるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） まずコンクリート舗装の減の理由でございますが、これは主に現地精査の結果ということでございます。

それから排水の水質検査、これは従前から取水、また排水されておられた加工業者の方でございまして、その排水の水質検査をどのようにされていたかというのは、申し訳ございません。私は承知しておりません。

○議長（三浦清人君） 今の何、排水する水質検査する必要があるのかないのかということだ。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 排水の水質検査をするかどうかというのは、その事業種別であったり、その水量であったりで定められておるところかと思えます。ですので今回補償対象の事業者さんにおかれましては、その基準に基づいて必要であれば当然ながら基準を満たしているということで、検査をされているものと思えます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） コンクリート舗装の件なんですけれども、減額になっている、なったわけなんですけれども、当初からやる部分は全部予定どおりの舗装の面積になっているのか、再度確認させていただきます。

あともう1点、その取水に対して排水なんですけれども、こちら利用している方たちの中から、やはり悪臭とかいろいろ出ているという、そういう声等も出ていますので、これは担当、建設課なのかどうか分からないんですけれども、定期的な水質の検査等が必要ないのかあるのか、確認をお願いしたいと思います。

あともう1点、新たな質問というわけではないんですけれども、ここのコンクリート舗装をしたところには、最近大きい波が来るとこの上辺りまで堤防を乗り越えて海水がなだれ込んできて、おちおちするとこの今回舗装する道路のところの船揚場に下手すると置けない状況にもなるような事態にもなりかねないので、今後こういった防潮堤工事等はほかに何か乗り上げない対策は将来的というか、喫緊で考えられないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 排水の関係でございますが、当課所管ではございませんので、御承知であれば環境対策課長から御答弁いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤孝志君） 悪臭等、水質の関係とかというのは現在苦情とかは当課には届いてないですが、そういうことで議員のお耳に入っているのであれば、改めて現地を調査しまして、その内容を確認したいと考えております。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） コンクリート舗装工につきましては、現地に合わせて施工した結果、減額になったということで、当初の設計数量に比べますと出来高数量も減少しているという結果でございます。

それからこの防潮堤を乗り越えて現在でもいわゆる波が越波しているということでございますが、従前はその隣接します国道に波が乗り上げていたということで、その対策の一つと

してこの防潮堤が機能するように整備しておるつもりでございますが、それでもなおかつ越波するということでしたら、再度現状を確認した上で対策といいましても前面にかつて国土交通省が並べました消波ブロックがございますので、それらを生かすように、あるいはもう少しそれらを増強するなり、対策が必要かと考えますが、いずれにしましてもそういった状況を確認いたします。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今参事の答弁、防潮堤と言われたんですけども、この先に延びている部分の、これ何という構築物なのかあれなんですけど、そのこのところですので、私実はこの件に関しては、再三といいますか、この図面からすると左側のほうの消波ブロックがいっぱい重なっているやつをせめて移動できないかとか、そういう旨も伝えたんですけども、それも難しいということで、今後この今回コンクリートの舗装になった部分へも少々というか、波が大きくなると、多分あの辺波が全部来てしまうので、そのための対策というのが必要になるのではないかと思います。せっかくこの防潮堤は何億もそれこそいっぱいお金をかけて安全にして、そしてそれがさらにここに利用している漁業関係の人が安心して使えるような漁港にする必要があると思うんですけども、その対策はどうなるのかお答えいただきたいと思っています。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） コンクリート舗装工の減工に伴うという御指摘でございましたので、20ページの図面でいきますと防潮堤のうち左半分、これが今回のコンクリート舗装工の減工に伴うものでございましたので、そこで越波するというようなことをコンクリート舗装に今波がかかってくるという御指摘だったものですから、防潮堤を乗り越えてというふうに申し上げましたが、そうではなくていわゆる防波堤、図面の右より、上下方向に延びている防波堤を乗り越えてということでしたら、これは今後御指摘のとおり状況を確認した上で地元の方々の御意見も伺いながら港内の静穏度を保つという意味で防波堤の高さをかさ上げするか、もしくは消波ブロック等で対策を講じるということになりますが、いずれにいたしましてもこれは新規事業で立ち上げていかないといけませんので、幾分お時間を頂戴することになるかとは思っています。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第35号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第36号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第16、議案第36号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第36号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度水戸辺漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第36号の細部について御説明します。

契約の目的、平成29年度水戸辺漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

契約金額、変更前4億9,601万8,000円、変更後5億3,102万9,900円。3,501万1,900円の増額です。

契約の相手方は、宮城県登米市米山町西野字西裏12番地1、株式会社浅野工務店代表取締役浅野雅光。

議案関係参考資料2冊のうち2、24ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は南三陸町戸倉水戸辺漁港内。工期は令和3年3月26日です。

22ページに、主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6151号。防潮堤について、陸閘ゲートの設計精査により1,900万円の増額など、漁業集落防災機能強化事業のうち1号排水路について、施工影響範囲の道路の復旧面積が増えることにより500万円の増額、既設の道路を利用して高いところに避難誘導するため、安全施設を新たに追加することにより400万円の増額など、以上合計3,500万円の増額です。

23ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 安全施設ということで、標識もここは2基設置されるということですが、安全施設はどういったものなのか、例えば大きさ、それからどういうデザインとか、どういった内容、どういった文字で書かれるのか、あるいはピクトグラムなども使われるのかと思いますかどういった安全施設、標識を考えているのか御説明いただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） いわゆる避難を誘導するための案内看板でありますとか、あるいは避難場所を夜間でも明示できるように照明灯をその緊急避難場所に設置するものでございます。案内誘導の看板につきましては、総務課が整備しておりますいわゆる避難誘導看板と同じような内容でございまして、大きさは大体おおむね縦が物にもよりませんが、1メートル弱で横が1メートル強というようなものでございます。それから表記は日本語と英語の表記になっておりまして、ピクトグラムと申しましても人が走っているような図案はございます。それからあとはデザインとかにつきましては、できるだけ先ほど申しました総務課整備のものと統一するように合わせておるところでございます。

○議長（三浦清人君） 何か総務課長、ありますか。言いたそうな顔していたから。いいですか。やるの、やらないの。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） すみません、改めて議長にお願いをした場面だと思っていたんですが、私一般質問の中で同様のことを聞かれまして、表記の中に中国語という言葉も申し上げてしまったんですが、その後確認いたしまして今参事が申し上げたとおり日本語と英語での表記でございますので、大変申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

○議長（三浦清人君） ほかに。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 安全施設、標識ということでございますが、横長ではなく縦長のもの、今現に設置されておりますのは石浜とか寄木のほうに設置をされてございまして、おおむねですが幅が約50ぐらいだったかでしょうか。高さが約2メートルぐらいで、その設置してある場所の標高が表示をしてあって、先ほど参事が言ったように避難する方向が示されているというようなものでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いたします。

23ページのこの図面を見ますと、海側と陸側のグリーンのところは通路、道路とあるんですけども、普通海岸の防潮堤というと、海岸の際から防潮堤があるわけですけども、この場合は変則的でこのグリーンの道路の上に水門、陸閘ですか、それがあるとは、なかなか私これ理解しがたいんですけども、これ海側になくて入って行ってあるということは、防御になるのか。この道路奥にあって。その辺お伺いたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 23ページの平面図はこれは震災前の家屋の状況等を基にした図面でございます。したがってこの図で見るとは防潮堤よりも海側にかなりの家屋が残るような形になっておりますが、現在は少々状況も変わっております。ただし一切そういったものがないかと言われますと、そうではございません。ただ防潮堤を整備する際、その計画を立てる折にはやはり最小の投資で最大の効果をとということを前提に計画いたしておりますので、できるだけ防潮堤の延長が短くなるように、なおかつ効果が最大限発揮できるようにということになりますと、当地はかなり山が海に迫っております。したがってその山を利用しながら必要最小限の防潮堤を整備するということになりました結果、山と山と山に挟まれたこの2つの谷筋をどの位置に防潮堤を整備するかという計画を立てた結果、この位置になったものでございます。

緑の確かに道路、港に2本ございます。図面上右側の赤く着色した防潮堤の高さは、現地ではそんなに高くございません。1メートル強、1メートルから2メートルの間だったかと思っております。したがってここにつきましては、いわゆる防潮堤を乗り越えていく道路の形態でございます。一方、中央部分、左側の防潮堤につきましては、緑が赤の中央部分で一部切れたような形になっておりますが、ここは従前は乗り越し道路で計画しておりましたが、防潮堤の高さも5メートル前後ございますので、ここにつきましては、陸閘で再度変更協議をかけまして、認められましたので陸閘ゲートの整備を現在進めております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうするとこの海側のこの直線のこれは現道だと思うんですけども、この高さというものは全然なくて、この今の陸閘に入るわけですか。この辺はどのように見ればいんでしょうか。このすぐ海側の際のここには防潮堤が全然ないという解釈になるんでしょうか。そうであればこういう工法をほかにも取れたのではないかなと思われる漁港があるんですけども、このセットバックしたという海との切替えの際にないということ

は、これで安全なのか、その今の工法が最短、費用対効果がいいからやったのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 当地区におきましては、海岸線に沿うような形で旧の防潮堤が整備されておりました。現在もそれは残っておるかと思えます。ただし今回はその位置で同じ今回の津波に対応するようなものを造ろうとしますと、かなり大がかりな構造物が必要になってまいります。したがって現位置での整備というのは難しいということから、適地を内陸側に求めたものでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第36号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第37号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第17、議案第37号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第37号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成31年度平磯漁港海岸防潮堤設置工事（その2）に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第37号の細部について御説明します。

契約の目的、平成31年度平磯漁港海岸防潮堤設置工事（その2）。

契約金額、変更前 1 億7,385万7,200円、変更後 1 億7,219万6,200円。166万1,000円の減額です。

契約の相手方は、宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田150番地79、株式会社佐千代組代表取締役佐藤健二。

議案関係参考資料 2 冊のうち 2、27ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は南三陸町志津川平磯漁港内。工期は令和 3 年 3 月19日です。

25ページに主な変更内容、変更額等を記しています。防潮堤について、電柱移設費が確定したことにより200万円の減額です。

26ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないですか。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第37号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 8 議案第 3 8 号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第18、議案第38号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第38号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和 2 年度長清水漁港海岸防潮堤災害復旧等工事（その 2）に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第38号の細部について御説明します。

契約の目的、令和2年度長清水漁港海岸防潮堤災害復旧等工事（その2）。

契約金額、変更前4,832万1,900円、変更後6,090万3,700円。1,258万1,800円の増額です。

契約の相手方は、宮城県登米市米山町西野字西裏12番地1、株式会社浅野工務店代表取締役浅野雅光。

議案関係参考資料2冊のうち2、30ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は南三陸町戸倉長清水漁港内。工期は令和3年3月26日です。

26ページに、主な変更内容、変更額等を記しています。

査定番号6155号。防潮堤について、現地精査の結果、設計数量を変更することにより100万円の増額、漁業集落防災機能強化事業のうち水産関係用地について、船揚場背後を新たに整備することに係ります国との協議が整いましたことから、700万円の増額、既設の道路を利用して高いところに避難誘導するため、安全施設を新たに追加することにより600万円の増額など、以上合計1,300万円の増額です。

29ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 金額は多くないんですけども、逆にその金額が全体の工事費が少ない分、変更の割合ということで考えると多くなる、感じるかなと思います。主な要因は船揚場背後地を国との協議が整ったので新規追加ということですけども、全体の事業費ベースで考えたら5分の1相当ですね、増額ということになっていますので、これは今のタイミングになった理由があればお伺いしたいなと思います。

今議会でこの長清水（その2）で防潮堤は1区切りかなと思うんですけども、12月の定例会で石浜、清水、折立右岸、津の宮、館浜、港、平磯（その2）等の漁港整備が一定程度完了すると。それから今回田の浦、ばなな、稲淵、館浜、寄木、荒砥、折立左岸、水戸辺、平磯（その2）、平磯（その2）は前回も出ましたけれども、長清水（その2）と。町で整備するその漁港、18漁港を19工区というふうに記憶しておりますけれども、これ全部足すと15かな。16か。になるんですね。1つ終わっていますのであと2つということになると思うんですけども、議案の後半のほうですね。第34号あたりからは工期に変更はないということ

ですので、年度内に終わるのかなと考えておりますけれども、今年度いよいよ見えてきました。全体のその18漁港19工区でどのあたりまで進捗できたのかというところが御発言の中でお答えいただけるのでしたら伺ってみたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 長清水漁港におきましては、防潮堤本体の工事は県に施工委託してこれまで整備を進めてまいりました。それで僅かに残りました防潮堤本体の4.5メートル部分について、今回の工事で最後の仕上げを行おうというものでございますが、概括的には防潮堤本体はもう既に整備されているに等しいような状況であったということでございまして、先ほど御指摘の18漁港19工区の中には、この長清水漁港防潮堤は含んでおりません。したがって町管理19漁港ということで見ますと、やはり19漁港のうち整備されましたのが9漁港に当たります。

それから工区で分けますと、折立漁港が折立川の右岸と左岸で2つの工事区に割っておりますので、ここで1つ増えるということで、町が施工いたします18漁港19工区というのは、長清水を含んでいないものとお考えいただければよろしいかと思います。

どうしても今回の工事につきましては、主に漁業集落整備事業が中心になっておりましたので、当初設計額が少なかった、少ないといいますか、小さいものに対して今回の変更の割合が大きくなってしまったということでございます。水産関係用地につきましては、議案説明の中でも申しましたとおり、地元からの要望あるいは現状を把握した上で船揚場背後の用地を漁業活動のために資する用地として整備することが望ましいと判断して、新たに国と協議を重ねて計画を認めてもらった結果、今回工事を実施しようというものでございます。ですから最後、この年度末で整備されます防潮堤につきましては、18漁港でいきますと折立をどのように考えるか、要するに半分できて半分できていないということで、これは未完ということで、整理するかどうかによって変わってまいります、先ほど申しましたように19工事区でいきますと9工事区が完成するというところでございます。これに長清水を加えますと20工区のうち10工区の完成ということになってまいります。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 年度当初は6割ぐらいまで行きたいなというお話があったかと思えます。およそ半分というところかなと思います。残るところはこれだけという、防潮堤が非常に大きいボリュームを占めていると思いますので、この後も引き続き続けていかなければいけないと思いますが、先日の特別委員会の際もお伺いしました、質問させていただきました

けれども、引き続き現地がどうなっていくか、使いやすいものになっていくかということについては注視していく必要があると思いますので、その業務の継続をしっかりと引き継いでいていただきたいなと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 防潮堤は言ってみましたら海と皆様方の生活圏との間でそれらを遮るような形の大きな壁ができるということになってまいります。したがって一度造った防潮堤とこれから長く皆様方、お付き合いいただかないといけないものでもございます。したがって議員御指摘のとおり皆様方からいろいろなこれからまた御要望、御意見等を承ることになると思いますので、それらについては町としてやはり丁寧にお答え、対応していかないといけないものだと考えております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 明日で10年目です。防潮堤は半分まで来ました。町長の所管をお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） まる10年で震災復興事業については全て完遂をさせる目的と、目標ということでこれまで進んでまいりました。しかしながら防潮堤含め海関係の仕事については約半分が残るということです。そういう意味では、ずっとこれまで職員のみならず何とか完遂を目指そうということでやってまいりましたが、残念ながら半分残るということにおいては、大変自分自身としても、精一杯職員はやってまいりましたので、そこは私責めるつもりは全くございませんが、ただ個人的に10年でという思いで目標を立ててまいりましたので、ちょっと残念といいますか、そういう思いは自分自身としてはあります。ただここまでよく派遣も含めそれからプロパーの職員も含め、大変なやったことのない仕事がほとんどでしたが、よくここまで進めてきてくれたなという感謝の思いは持っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。議案のこれについて質問してくださいよ。

○9番（今野雄紀君） はい、今回船揚場の追加ということなんですけれども、場所的には船揚場のすぐ近く、ほかの最初にできていた部分は防潮堤過ぎて大分内陸に入った部分だと思うんですけれども、そこで伺いたいのは、この水産関係用地なんですけど、どのような用途に使えるのか、以前も確認したとは思いますが、改めて。そして漁業関係者、誰でもその用途に合えば使えるのか、その点の確認をお願いしたいと思います。

あともう1点は、先ほど来安全な施設ということで、照明灯の追加が出ていますが、そこ

で伺いたいのは、その照明灯の電気代、ソーラーでしたらかからないんでしょうけれども、その電気代、もしかかるようだったらどういった形で誰が負担するのか、確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 水産関係用地の用途でございますが、例えば漁具置場であったり、あるいは漁具の繕いをされたり、また水産物の加工のための利用であったり、漁業活動に資するものであればどなたも御利用いただくことができるものでございます。ただ地区によってはいろいろとその使い方、ルール化、ルールを定めて皆さんでお使いになられているところがあると伺っております。今後いわゆる運用面については、町と御相談いただくなり、町から一定の考え方をお示した上でそれぞれの地区で管理も含めて主体的にお使いいただければよろしいかと考えております。

それから照明灯につきましては、御指摘のとおりソーラー発電でございますので、今回整備するものについては地元、あるいは町で電気代を負担するということはございません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 関係用地なんですけれども、今後ある程度関係者でしたら誰でも使えるということなんですけれども、新規に使いたい場合のその承諾というんですか、そのところを今後先ほど参事が説明したように、町のほうに連絡すれば使えるのか、それとも地区で誰か代表というか大がかりに規模を大きく漁業をなされている方あたりの承諾なのか、そういったところの確認をすぐではなくても今後していく必要があると思いますので、確認などを。

あともう1点、照明器具はソーラーということでしたけれども、こういった安全を担保するために、明るさの規定とかあるのか、例えば何ルクスカ何というあれがあるんでしょうけれども、ただソーラーでもホームセンターに売っているようなやつだと、ぼやっとして安全になるのかどうか、避難その他の防犯のための照明でしょうから、そのところの基準とか、もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 運用面につきましては、先ほど申しましたとおり、地区によっていろいろとこれまでの慣習とかもあろうかと思います。ただあくまでも町が整備いたしますこの水産関係用地につきましては、いわゆる皆様の施設としてお使いいただくわけですので、特定の個人の方が占用的に使われるということになりますと、これは町

に対して占有許可を取っていただく必要があるかと思えます。それ以外、地区の中で一定のルールを定めてお使いになられるということであれば、今後運用面について町と各地区との間で一定の取り決めを結んでいきたいと考えておりますので、その中で特定の方から使うとかというようなことがないように、こちらとしても注意しながら対応していきたいと考えております。

それから明るさの照度の基準は、設計基準を設けております。申し訳ございません、手元に資料がございませんので、また後ほどお答えさせていただきます。

○議長（三浦清人君） いいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第39号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第19、議案第39号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第39号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度在郷地区ほか1地区水産関係用地等整備工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第39号の細部について御説明します。

契約の目的、令和2年度在郷地区外1地区水産関係用地等整備工事。

契約金額、変更前7,260万円、変更後7,707万7,000円。447万7,000円の増額です。

契約の相手方は、宮城県本吉郡南三陸町戸倉字町71番地、株式会社丸正工業代表取締役佐藤えみ子。

議案関係参考資料2冊のうち2、33ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は南三陸町戸倉在郷地区及び波伝谷地区。工期は県施工の防潮堤工事の影響を受け、工事を翌年度に繰り越すことを前提に、令和3年3月31日に延ばします。

31ページに、主な変更内容、変更額等を記しています。

波伝谷地区の1号避難路について、法線計画の見直しで整備延長が増えることにより800万円の増額、波伝谷地区の水産関係用地について、県施工の工事の影響で地盤高さが変わり、それに伴い整備計画の一部を見直すことにより、500万円の減額など、以上合計400万円の増額です。

32ページは工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺ひいたします。

この31ページの中で、波伝谷地区の1号避難路が法線変更により整備延長の増ということで800万増額しております。この避難路ですから住民にとっては大切なところなんですけれども、どのようにしてこれ変更、町民にとってプラスになるような路線変更だとは思いますが、その辺どのように変更になったために800万の増が出たのかお伺ひいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 残念ながら利用協力いただけない地権者の方がいらっしゃったものですから、その土地を避けて法線変更するというものでございます。

○議長（三浦清人君） 分かりましたか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは最後までその用地交渉が通らなかったということで、最終的な判断で延長、延長になったわけですね。800万かけて延長になったということ、それに何回行ったとまでは言いませんけれども、800万かけてその道路延長するのであれば、もう少し前から折衝というか、交渉に、こんなぎりぎりになる前にもっとすべきではなかろうかなと思いますけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） この件のみならず、土地の協力をいただけて、事業が進まないというものがたくさんございました。それを全く我々がやっていないのではなくて、何回も何回

も連絡を取って、何回も何回も足を運んで、そして何とか契約を取り付ける、あるいは今回のようになかなか同意を得られないということがあります。これをいつまでも引きずっていると、この工事が最後までできなくなってしまうということです。最終的に判断せざるを得ないということで、御提案をさせていただいております。及川幸子議員が言っているように、差し迫って交渉しているわけでは全くないんです。ずっとこれまでも交渉してきて、最終的にこれ以上延ばせないと、最終判断で御提案をさせていただく、そういうことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）。ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第40号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第20、議案第40号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第40号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度藤浜地区集落道路等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港担当）（田中 剛君） 議案第40号の細部について御説明します。

契約の目的、令和2年度藤浜地区集落道路等工事。

契約金額、変更前1億2,100万円、変更後1億3,476万6,500円、1,376万6,500円の増額です。

契約の相手方は、宮城県本吉郡南三陸町志津川字平井田65番地42、株式会社サトー工務店、代表取締役佐藤茂行。

議案関係参考資料2冊のうち2、36ページ、仮契約書を御覧ください。

工事場所は、南三陸町戸倉藤浜地区内です。工期は令和3年3月31日です。

34ページに主な変更内容、変更額等を記しています。

2号集落道路及び1号避難路について、現地精査の結果、設計数量を変更することにより、合計1,300万円の増額です。

35ページは、工事平面図です。各施設の位置等を御確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第40号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第41号 業務委託変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第21、議案第41号業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第41号業務委託変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業ほか業務委託に係る業務委託変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第41号業務委託変更契約の締結についての細部説明をさせてい

たきます。

契約の目的、志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業外業務委託でございます。

契約の金額、変更前117億5,079万4,000円、変更後81億6,507万5,683円、35億8,571万8,317円の減でございます。

契約の相手方、独立行政法人都市再生機構宮城震災復興支援本部でございます。

議案関係参考資料2冊のうち2、37ページをお開きください。

変更の概要について記載をさせていただいております。

表の左側、下段の四角丸でございます。現場状況に応じた橋梁整備費等の減ということで、9億4,400万円でございます。内容といたしましては、区画整理事業で整備をいたしました北新井田橋、未来橋、新大森橋の基礎につきまして、計66本ございますが、いずれも2メートルから3メートル実施したところ、短くなったということで約5億円ほど減額となっております。そのほか大森橋の橋脚周辺なんですが、地盤改良ですね、地盤が弱いと見込まれておりまして、地盤改良工を見込んでおりましたが、それが実際のところ不要になったということによりまして約1億5,000万と。あとそれと下部工の施工に当たりまして、排水処理を行うべく準備をしておったところですが、半年程度を見込んでおったんですが、3か月程度で終わったということで、それに伴いまして1億8,000万の減と。あとそれらもろもろ合わせまして9億4,400万円の減でございます。

2つ目の事業完了に伴う諸経費精算による減、13億4,000万円でございます。内容といたしましては、UR都市機構に町から委託をしまして、CM方式ということでUR都市機構からCMJVのほうに委託をしておるわけではございますが、当初見込んでおった人件費が7億ほど少なくなったというのが1つの要因でございます。それと専門業者の労務管理ということで、下請けさん等の人件費であったり現場事務所の経費であったりということで、約2億8,000万円ほど、それとあと交通誘導員等が当初の見込みよりも半分程度で済んだということもございまして、約3億円の減と。トータルいたしまして13億4,000万円の減ということでございます。

3つ目事業完了に伴う調査設計費の精算による減で、2億6,300万円でございます。内容といたしますと、調査測量ということで本来であれば区画整理事業を行ってございますので、最終的に確定測量、要するにその用地境界の確定をさせるための測量が必要となっております。それを見込んでございましたが、工事において行っておる測量の成果が非常に高かったということで、その確定測量が不要になったために約1億7,000万円ほど減となっております。

ます。

○議長（三浦清人君） 課長、ちょっと。時間延長したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしということで、時間を延長いたします。どうぞ。

○建設課長（及川幸弘君） 続けさせていただきます。

そのほか実施設計業務、あとはその換地関係につきまして、またUR都市機構等から外注ということで考えておったんですが、内部で処理できたということで約3,000万円ほど減と。それとあとはUR経費と呼ばれるものでございますが、当初といいますか、30年の9月に変更契約をしたときの見込みより人数が約トータルで当初8,300名ほど延べ人数を見越しておりましたが、7,800人程度で済んだということで約6,000万円の減ということで、合わせまして2億6,300万円ほど減額となったものでございます。

4点目、発生土運搬等の効率化等による減ということで、10億3,900万円でございます。内容といたしましては、二次搬土の数量単価の減ということで、数量につきましては、当初56万立米を見込んでございましたが、50万立米、6万立米ほど少なくなったということと、今回発注方式としてオープンブック方式ということで、概略で発注をして最終的に仕上がった経費の実費をもって精算をするという内容でございますので、それに合わせまして単価が当初立米当たり1,700円ほど見込んでおりましたが、1,000円程度で済んだということで、こちらのほうも約4億円ほど減と。それとふるい分けの数量減ということでございますが、具体的に申し上げますと、皆さんにお引き渡しをしております町場のほうにつきましては、5メートル以深までは石等の大きさが100アンダーと。5メートルより深い部分については300アンダーということでやってまいりましたが、松原公園におきまして、使用の目的が決まっておるということもございまして、その100アンダーを表層から1メートルまでとしたことによりまして、15万立米ほどふるい分けを想定してございましたが、4,000立米程度のふるい分けで済んだということで、約5億6,000万円が減ということでございます。

それらもろもろ合わせましてトータルで10億3,900万円の減ということでございます。

それと38ページ、39ページにつきましては、変更の委託仮契約書を添付をさせていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。ここ10年間でこのぐらいの土地区画整理をしたということに對しましては、職員の皆様、関係者の皆様には敬意を表するものでございます。

さて、この現状を見ますと、まだ事業所用地にもそれほど店舗がない、そしてまた工場、大森からの工場用地もまだ半分かなと、現状を見ますとそういう感がするわけですが、さて、今後町のにぎわい、そしてまたこの区画整理した後、店が元通りになるまで見通しとして工業団地なども埋まるという、そういう時期がいつ頃来るのか。町長は今まで10年やってきて、これからどういう推移でいくのか、見ていくのか、その辺ありましたら伺いたします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 区画整理事業を行ったところの空いている土地の状況なんですが、先般特別委員会等で拝見いただいたとおりでございまして、町有地だけであればいろいろな仕掛けなども含めて先導的な取組もできるんですが、個人の所有地もございまして、現時点でいつになったらといったようなお話はちょっと軽々にできませんが、いずれそれぞれがいろいろな、特に金銭面の部分で再建なりそういった意欲が高まる時期は少し時間をかけながら、注視していかなければならないのかなと思っています。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この間も現地調査でおさかな通り、あそこ元はおさかな通り、今しおさい通りですか、ああいうものものにぎわいとして造ってという方針なんですけれども、やはりこういう公の土地と個人の道路が混在しています。そしてまた今この状態、水産業も駄目、コロナ禍であるということ踏まえても、今後のこの町、この復興した半分しかお店もない状況で、大変なのかな、町内の人たちが店舗を持つということは。事業を興すということは、大変なことではないかなと思われるんです。そうした中で企業誘致なども考えていかなければならないことなのかなと思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。町長から答弁ください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 何年前ですかね、隈研吾さんがベイサイドアリーナでランドデザインの説明会を開催した際に、いろいろ絵を描いてその説明をした際に、参加していた町民の方お一人が、その絵に描いたように商店、店がいつ頃できるんですかねという質問をしたときに、そのときの隈さんの答えはさんさん商店街がこれ1つの核になると。その核になった場所が人のにぎわいがいっぱい増えてくれば、必然的に周辺に商店、店というのはできてくる

ものだと。もちろん一朝一夕にはいかない、そういう話をしておりましたが、まさしくそのとおりだと私は思っておりまして、いずれ皆さん土地をお持ちの方で、それぞれ自宅も建てたり、いわゆる自分でローンを抱えているという方々が結構いらっしゃいますので、二重投資、三重投資ということになる、それはやっぱりどうしても腰が引けるということは、基本的にはそのとおりなんだろうなと思います。ですからそれぞれの民地を持っている方々が、自分の資力でやるということではなくて、もう1つ視野といいますか、視点を変えて、ある意味自由にお貸しをしますという、そういう考え方もしていただければ、もう少し店も商店も出てくるのかなと思います。いずれあそこのしおさい通りにこれから本格的にあそこの場所の整備を図ってまいりますので、そういった中であの辺のまず通りをひとつしっかりつくっていくということが大事だと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 区画整理して住宅は安全なところ、高台に行って、事業所はこの区画整理したところと言うので、町民にとっては二重のローンでも何でも生活になってくると思うんです。ですから今後建てる場所には、2階は住居にしてもいい、下は店舗だけれども2階は住居を併用してもいいというようなお考えが今後あるのかなのか、その辺をお伺いして終わりいたします。

○議長（三浦清人君） 政策的なことにつきましては、後で施政方針の総括的質疑でやってもらいたいと思います。今はこの議案の、そういう答弁ね。町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員、今はそういう話をするんですか。というふうに思って驚いています。この10年間、我々どういうまちづくりをしてきたかと。職住分離です。二度と津波で命を失わない町をつくりましょうと一般質問したのはどなたですか。及川議員でしょう。そういうことにならないようにという、土地の利用計画を定めたわけでございますから、この場所に職住でいわゆる商売やって、1階で店やって2階で住むというようなのをつくる、そういう発想そのものが私は理解、全くできない。

○議長（三浦清人君） ほかにありますか。（「はい」の声あり）

大分あるようなので、お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、12日午前10時より本会議を開き、本日の議事を続行、継続することといたします。

本日はこれをもって延会いたします。御苦労さまでした。

午後4時10分 延会